

# Ⅲ 主要施策の現況

## 1 長期計画

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
(1) 基本構想名称及び副題	札幌市まちづくり戦略ビジョン	仙台市基本構想	さいたま市総合振興計画基本構想	千葉市基本構想 人とまち いきいきと幸せに輝く都市	川崎市基本構想
(議決年月日)	(平成25年2月26日) (「ビジョン編」の議決)	(平成23年3月15日)	(平成14年12月20日) 改定議決平成17年6月22日	(平成11年12月15日)	(平成27年12月15日)
(2) 基本計画名称	札幌市まちづくり戦略ビジョン	仙台市基本計画	さいたま市総合振興計画後期基本計画	千葉市新基本計画	川崎市基本計画
(副題)	※まちづくり戦略ビジョンは、これまでの札幌市基本構想と第4次札幌市長期総合計画に替わる新たなまちづくりの基本的な指針として策定。「ビジョン編」と「戦略編」で構成している。		(2020さいたま希望(ゆめ)のまちプラン)		
策定期期	平成25年10月 (「戦略編」策定により全体が完成)	平成23年3月	平成25年12月	平成23年6月	平成27年度
目標年次	令和5年(2023年)	令和2年度(2020年度)	令和2(2020)年度	令和3年度	平成28年度から概ね10年程度
改定予定	次期計画について、目標年次より1年早め、令和4年(2022年)に策定予定	次期基本計画について、令和2年度末に策定予定	次期計画について、令和2年度中に策定予定	次期基本計画について、令和4年度中に策定予定	—

区分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
(1) 基本構想名称及び副題	名古屋市基本構想	京都市基本構想	大阪市基本構想	堺市総合計画基本構想 「堺21世紀・未来デザイン」	新・神戸市基本構想
(議決年月日)	(昭和52年12月20日)	(平成11年12月17日)	(平成17年3月29日)	(平成12年3月29日)	(平成5年9月20日)
(2) 基本計画名称	名古屋市総合計画2023	はばたけ未来へ！ 京プラン (京都市基本計画)	—	堺市マスタープラン基本計画	第5次神戸市基本計画
(副題)				(さかい未来・夢コンパス)	(神戸づくりの指針)
策定期期	令和元年9月27日	平成22年12月10日	—	平成23年3月	平成23年2月8日
目標年次	令和5年度(2023年度) ※計画には、計画期間を超える令和12年頃を見据えたまちづくりの方針、めざす都市像、重点戦略もあわせて盛り込んでいる。	令和2年度(2020年度)	—	令和2年度(2020年度)	令和7年(2025年)
改定予定	—	令和2年度中に次期基本計画を策定予定	—	—	—

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
横浜市基本構想 (長期ビジョン)  (平成18年6月23日)	相模原市 総合計画基本構想  (令和元年6月28日)	新潟市基本構想 (こいがた未来ビジョン)  (平成26年12月22日)	静岡市基本構想 (第3次静岡市総合計画) 「世界に輝く静岡」の実現  (平成26年12月12日)	浜松市総合計画 浜松市未来ビジョン (基本構想)  (平成26年12月12日)
横浜市中期4か年計画 2018～2021	相模原市 総合計画基本計画	新潟市基本計画  (こいがた未来ビジョン)	静岡市基本計画 (第3次静岡市総合計画)  『創造する力』による 『都市の発展』 『つながる力』による『暮らしの充実』	浜松市総合計画 浜松市未来ビジョン 第1次推進プラン (基本計画)
平成30年10月4日	令和2年3月	平成26年12月	平成26年12月12日	平成26年12月
令和3(2021)年度	令和9(2027)年度	令和4年度(2022年度)	令和4年度 (計画期間:平成27～令和4年度)	令和6年度 (計画期間:平成27～令和6年度)
—	—	—	4年間の実施計画を毎年改定	—

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
岡山市第六次総合計画 長期構想  (平成28年3月22日)	広島市基本構想  (平成21年10月16日)	北九州市基本構想 「元気発進！北九州」 プラン  (平成20年12月8日)	福岡市基本構想  (平成24年12月21日)	熊本市第7次総合計画 基本構想  (平成28年3月24日)
岡山市第六次総合計画 前期中期計画	第5次広島市基本計画	北九州市基本計画  「元気発進！北九州」 プラン	第9次福岡市基本計画	熊本市第7次総合計画 基本計画
平成29年3月17日	平成21年10月16日	平成20年12月	平成24年12月21日 (議決)	平成28年3月24日 (議決)
令和2年度(2020年)	目標年次は設定していない。 (参考)計画期間 平成21年度(2009年度)から 令和2年度(2020年度)	令和2年度(2020年度)	2022年度(令和4年度)	令和5年度(2023年度)
令和3年6月に後期中期 計画を策定予定	令和2年度(2020年度)	・平成25年12月 改定 済み ・次期基本計画の策定 は未定	—	計画期間の中間年である 令和元年度に見直しを 実施(令和2年3月24日 議決)。 改定は令和5年度中に 実施予定。

2 姉妹友好都市提携(海外)

区 分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
提携都市名 (国名) (提携年月日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボートランド市 (アメリカ合衆国) (昭和34年11月17日)</li> <li>○ミュンヘン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和47年8月28日)</li> <li>○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和55年11月18日)</li> <li>○ノボシビルスク市 (ロシア連邦) (平成2年6月13日)</li> <li>○大田広域市 (大韓民国) (平成22年10月22日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リバサイド市 (アメリカ合衆国) (昭和32年3月9日)</li> <li>○レンヌ市 (フランス共和国) (昭和42年9月6日)</li> <li>○ミンスク市 (ベラルーシ共和国) (昭和48年4月6日)</li> <li>○アカブルコ市 (メキシコ合衆国) (昭和48年10月23日)</li> <li>○長春市 (中華人民共和国) (昭和55年10月27日)</li> <li>○ダラス市 (アメリカ合衆国) (平成9年8月29日)</li> <li>○光州広域市 (大韓民国) (平成14年4月20日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 姉妹都市</li> <li>○トルーカ市 (メキシコ合衆国) (昭和54年10月2日)</li> <li>○ハミルトン市 (ニュージーランド) (昭和59年5月14日)</li> <li>○リッチモンド市 (アメリカ合衆国) (平成6年6月16日)</li> <li>○ビッツバーグ市 (アメリカ合衆国) (平成10年5月5日)</li> <li>2 友好都市</li> <li>○鄭州市 (中華人民共和国) (昭和56年10月12日)</li> <li>○ナナイモ市 (カナダ) (平成8年9月25日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アスンシオン市 (パラグアイ共和国) (昭和45年1月1日)</li> <li>○ノースバンクーバー市 (カナダ) (昭和45年1月1日)</li> <li>○ヒューストン市 (アメリカ合衆国) (昭和47年10月24日)</li> <li>○ケソン市 (フィリピン共和国) (昭和47年11月9日)</li> <li>○天津市 (中華人民共和国) (昭和61年5月7日)</li> <li>○モントルー市 (スイス連邦) (平成8年5月28日)</li> <li>○蘇州市呉江区 (中華人民共和国) (平成8年10月10日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リエカ市 (クロアチア共和国) (昭和52年6月23日)</li> <li>○ボルチモア市 (アメリカ合衆国) (昭和54年6月14日)</li> <li>○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和56年8月18日)</li> <li>○ウーロンゴン市 (オーストラリア連邦) (昭和63年5月18日)</li> <li>○シェフィールド市 (英国) (平成2年7月30日)</li> <li>○ザルツブルク市 (オーストリア共和国) (平成4年4月17日)</li> <li>○リュウベック市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月12日)</li> <li>○富川市 (大韓民国) (平成8年10月21日)</li> </ul>

区 分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
提携都市名 (国名) (提携年月日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 姉妹都市</li> <li>○ロサンゼルス市 (アメリカ合衆国) (昭和34年4月1日)</li> <li>○メキシコ市 (メキシコ合衆国) (昭和53年2月16日)</li> <li>○シドニー市 (オーストラリア連邦) (昭和55年9月16日)</li> <li>○トリノ市 (イタリア共和国) (平成17年5月27日)</li> <li>○ランス市 (フランス共和国) (平成29年10月20日)</li> <li>2 友好都市</li> <li>○南京市 (中華人民共和国) (昭和53年12月21日)</li> <li>3 パートナー都市</li> <li>○台中市 (中華人民共和国) (令和元年10月25日)</li> <li>○ダシケント市 (ウズベキスタン共和) (令和元年12月18日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 姉妹都市</li> <li>○パリ市 (フランス共和国) (昭和33年6月15日)</li> <li>○ボストン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月24日)</li> <li>○ケルン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和38年5月29日)</li> <li>○フィレンツェ市 (イタリア共和国) (昭和40年9月22日)</li> <li>○キエフ市(ウクライナ) (昭和46年9月7日)</li> <li>○西安市 (中華人民共和国) (昭和49年5月10日)</li> <li>○グアダハラ市 (メキシコ合衆国) (昭和55年10月20日)</li> <li>○ザグレブ市 (クロアチア共和国) (昭和56年10月22日)</li> <li>○プラハ市 (チェコ共和国) (平成8年4月15日)</li> <li>2 パートナーシティ</li> <li>○晋州市(大韓民国) (平成11年4月27日)</li> <li>○コンヤ市 (トルコ共和国) (平成21年12月12日)</li> <li>○青島市 (中華人民共和国) (平成24年8月26日)</li> <li>○フェエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成25年2月20日)</li> <li>○イスタンブール市 (トルコ共和国) (平成25年6月14日)</li> <li>○ピエンチャン (ラオス人民民主共和国) (平成27年11月3日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 姉妹都市</li> <li>○サンパウロ (ブラジル) (昭和44年10月27日)</li> <li>○シカゴ (アメリカ) (昭和48年11月9日)</li> <li>○上海 (中国) (昭和49年4月18日)</li> <li>○メルボルン (オーストラリア) (昭和53年4月24日)</li> <li>○サンクト・ペテルブルグ (ロシア) (昭和54年8月16日)</li> <li>○ミラノ (イタリア) (昭和56年6月8日)</li> <li>○ハンブルク (ドイツ) (平成元年5月11日)</li> <li>2 友好協力都市</li> <li>○プエノスアイレス (アルゼンチン) (平成10年6月1日)</li> <li>○ブダペスト (ハンガリー) (平成10年9月8日)</li> <li>○釜山広域市 (韓国) (平成20年5月21日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①パークレー市 (アメリカ合衆国) (昭和42年11月3日)</li> <li>②連雲港市 (中華人民共和国) (昭和58年12月3日)</li> <li>③ウエリントン市 (ニュージーランド) (平成6年2月4日)</li> <li>④ダナン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成31年2月23日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 姉妹都市</li> <li>○シアトル市 (アメリカ合衆国) (昭和32年10月21日)</li> <li>○マルセイユ市 (フランス共和国) (昭和36年7月2日)</li> <li>○リオ・デ・ジャネイロ市 (ブラジル連邦共和国) (昭和44年5月19日)</li> <li>○リガ市 (ラトビア共和国) (昭和49年6月18日)</li> <li>○プリズベン市 (オーストラリア連邦) (昭和60年7月16日)</li> <li>○バルセロナ市 (スペイン王国) (平成5年4月6日)</li> <li>○仁川広域市 (大韓民国) (平成22年4月6日)</li> <li>2 友好都市</li> <li>○天津市 (中華人民共和国) (昭和48年6月24日)</li> <li>3 親善協力都市</li> <li>○フィラデルフィア市 (アメリカ合衆国) (昭和61年10月17日)</li> <li>○大邱広域市 (大韓民国) (平成22年7月23日)</li> </ul>

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
<p>○サンディエゴ市 (アメリカ合衆国) (1957年10月29日締結)</p> <p>○リヨン市 (フランス共和国) (1959年4月7日締結)</p> <p>○ムンバイ市 (インド共和国) (1965年6月26日締結)</p> <p>○オデッサ市 (ウクライナ) (1965年7月1日締結)</p> <p>○バンクーバー市 (カナダ) (1965年7月1日締結)</p> <p>○マニラ市 (フィリピン共和国) (1965年7月1日締結)</p> <p>○上海市 (中華人民共和国) (1973年11月30日締結)</p> <p>○コンスタンツァ市 (ルーマニア) (1977年10月12日締結)</p>	<p>○無錫市 (中華人民共和国) (昭和60年10月6日)</p> <p>○トロント市 (カナダ) (平成3年5月31日) (旧スカボロー市)</p>	<p>1 姉妹都市</p> <p>○ガルベストン市 (アメリカ合衆国) (昭和40年1月28日)</p> <p>○ハバロフスク市 (ロシア連邦) (昭和40年4月23日)</p> <p>○ウラジオストク市 (ロシア連邦) (平成3年2月28日)</p> <p>○ビロビジャン市 (ロシア連邦) (平成17年3月21日)</p> <p>○ナント市 (フランス共和国) (平成21年1月31日)</p> <p>2 友好都市</p> <p>○ハルビン市 (中華人民共和国) (昭和54年12月17日)</p> <p>3 交流協定都市</p> <p>○ウルサン広域市 (大韓民国) (平成18年9月21日)</p>	<p>姉妹都市</p> <p>○ストックトン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年10月16日)</p> <p>○オマハ市 (アメリカ合衆国) (昭和40年4月1日)</p> <p>○シェルビービル市 (アメリカ合衆国) (平成元年11月3日)</p> <p>○カンヌ市 (フランス共和国) (平成3年11月5日)</p> <p>友好都市</p> <p>○フェ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成17年4月12日)</p>	<p>【姉妹都市】</p> <p>○キャマス市(アメリカ合衆国) 昭和56年9月29日</p> <p>○ポータービル市(アメリカ合衆国) 昭和56年10月2日</p> <p>○シェヘリス市(アメリカ合衆国) 平成2年10月22日</p> <p>○ロチェスター市(アメリカ合衆国) 平成18年10月12日</p> <p>【音楽文化友好交流都市】</p> <p>○ワルシャワ市(ポーランド共和国) 平成2年10月22日</p> <p>【友好交流都市】(観光分野の交流)</p> <p>○瀋陽市(中華人民共和国) 平成22年8月28日</p> <p>【友好都市】(観光分野の交流)</p> <p>○杭州市(中華人民共和国) 平成24年4月6日</p> <p>【観光交流都市】</p> <p>○台北市(台湾) 平成25年7月31日</p>

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
<p>○サンノゼ市 (アメリカ合衆国) (昭和32年5月26日)</p> <p>○サンホセ市 (コスタリカ共和国) (昭和44年1月27日)</p> <p>○プロヴディフ市 (ブルガリア共和国) (昭和47年5月12日)</p> <p>○洛陽市 (中華人民共和国) (昭和56年4月6日)</p> <p>○富川市 (大韓民国) (平成14年2月26日)</p> <p>○新竹市 (台湾) (平成15年4月21日)</p> <p>○ウマティラ・インディアン 居留区部族連合 (アメリカ合衆国) (平成17年7月27日)</p> <p>○グアム準州 (アメリカ合衆国) (平成22年8月31日)</p>	<p>1 姉妹都市</p> <p>○ホノルル市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月15日)</p> <p>○ボルゴグラード市 (ロシア連邦) (昭和47年9月28日)</p> <p>○ハノーバー市 (ドイツ連邦共和国) (昭和58年6月27日)</p> <p>○大邱広域市 (大韓民国) (平成9年5月2日)</p> <p>○モントリオール市 (カナダ) (平成10年6月4日)</p> <p>2 友好都市</p> <p>○重慶市 (中華人民共和国) (昭和61年10月23日)</p>	<p>○タコマ市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月8日)</p> <p>○ノーフォーク市 (アメリカ合衆国) (昭和34年7月14日)</p> <p>○大連市 (中華人民共和国) (昭和54年5月1日)</p> <p>○仁川広域市 (大韓民国) (昭和63年12月20日)</p> <p>○ハイフォン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成26年4月18日)</p> <p>○プノンペン都 (カンボジア王国) (平成28年3月29日)</p>	<p>○オークランド市 (アメリカ合衆国) (昭和37年10月13日)</p> <p>○広州市 (中華人民共和国) (昭和54年5月2日)</p> <p>○ボルドー市 (フランス共和国) (昭和57年11月8日)</p> <p>○オークランド市 (ニュージーランド) (昭和61年6月24日)</p> <p>○イポー市 (マレーシア) (平成元年3月21日)</p> <p>○釜山広域市 (大韓民国) 平成元年10月24日 行政交流都市 平成19年2月2日 姉妹都市</p> <p>○アトランタ市 (アメリカ合衆国) 平成5年7月20日 パートナーシップ都市 平成17年2月8日 姉妹都市</p> <p>○ヤンゴン市 (ミャンマー連合共和国) (平成28年12月7日)</p>	<p>○桂林市 (中華人民共和国) (昭和54年10月1日)</p> <p>○サンアントニオ市 (アメリカ合衆国) (昭和62年12月28日)</p> <p>○ハイデルベルク市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月19日)</p> <p>○ローム市 (アメリカ合衆国) (平成7年5月29日)</p> <p>○蔚山広域市 (大韓民国) (平成22年4月26日)</p> <p>○エクサンプロヴァンス市 (フランス共和国) (平成25年2月16日)</p> <p>○蘇州国家高新区 (中華人民共和国) (平成25年5月22日)</p> <p>○高雄市 (台湾) (平成29年1月11日)</p>

3 市税収納状況(令和元年度決算)

区分	調定総額	収入済額	徴収率			個人市民税徴収率			法人市民税徴収率		
			現年	滞納	計	現年	滞納	計	現年	滞納	計
単位	千円	千円	%	%	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	342,571,173	338,947,135	99.5	40.9	98.9	99.2	44.0	98.3	99.6	33.9	99.2
仙台市	225,106,320	221,797,282	99.3	41.4	98.5	98.8	40.9	97.6	99.8	33.4	99.5
さいたま市	278,932,332	274,011,537	99.3	33.6	98.2	99.1	29.8	97.4	99.9	59.2	99.8
千葉市	206,842,096	202,584,133	99.2	31.5	97.9	98.9	32.2	97.1	100.2	22.2	99.6
川崎市	364,677,696	361,896,242	99.5	57.3	99.2	99.2	53.1	98.8	99.8	47.3	99.7
横浜市	853,666,672	846,456,006	99.5	47.9	99.2	99.3	47.0	98.8	99.8	28.6	99.5
相模原市	134,027,661	131,098,296	99.2	39.4	97.8	98.7	39.4	96.7	99.8	28.3	99.3
新潟市	139,547,750	136,102,491	99.3	27.7	97.5	99.1	31.0	97.5	100.5	12.7	99.6
静岡市	144,135,047	142,602,556	99.5	49.5	98.9	99.2	46.4	98.3	100.2	39.6	100.0
浜松市	153,906,160	151,342,971	99.4	36.2	98.3	98.9	35.4	97.4	99.9	34.0	99.6
名古屋市	604,521,978	600,909,002	99.6	47.1	99.4	99.3	43.2	98.8	99.8	42.4	99.7
京都市	308,789,391	305,500,402	99.4	39.5	98.9	99.3	39.5	98.6	99.1	38.6	99.0
大阪市	787,421,765	776,114,081	99.3	35.7	98.6	98.4	33.6	96.5	99.8	18.7	99.4
堺市	153,706,026	151,522,672	99.3	43.8	98.6	99.1	43.6	98.1	99.8	20.0	99.3
神戸市	314,325,688	309,261,707	99.3	36.2	98.4	99.0	34.8	97.8	99.8	43.9	99.7
岡山市	134,890,212	131,836,083	99.3	32.1	97.7	99.0	33.9	97.0	99.7	21.5	98.8
広島市	244,128,021	239,772,086	99.4	34.3	98.2	99.0	37.2	97.4	100.4	23.5	99.8
北九州市	179,367,497	176,547,996	99.3	39.2	98.4	99.0	43.1	98.0	99.8	37.5	99.6
福岡市	348,873,296	344,453,594	99.4	39.1	98.7	98.9	37.6	97.8	100.2	29.5	99.8
熊本市	120,562,774	117,804,098	99.1	35.1	97.7	98.7	33.7	97.2	99.6	28.0	99.1

4 法人市民税超過課税

区分	均等割			法人税割
	令和元年度 決算額	税率	実施年月日	
単位	千円	%		千円
札幌市	-	-	-	3,752,854
仙台市	-	-	-	3,844,630
さいたま市	-	-	-	3,298,211
千葉市	-	-	-	1,867,748
川崎市	-	-	-	1,554,376
横浜市	1,097,670	法人市民税均等割額の9%	平成21年4月1日	5,270,545
相模原市	-	標準税率で課税	-	475,979
新潟市	-	-	-	1,631,194
静岡市	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	8,193,453
京都市	-	-	-	4,957,790
大阪市	-	-	-	22,378,429
堺市	-	-	-	1,609,041
神戸市	-	標準税率:平成10年4月1日 より	超過課税実施時期: 昭和26年度分~平成9 年度分	3,870,815
岡山市	-	標準税率で課税	-	9,768,011
広島市	-	-	-	3,343,841
北九州市	587,950	60,000~3,600,000円	昭和51年10月1日	980,005
福岡市	1,151,970	資本金等の額が1,000万円を 超える法人...制限税率	昭和51年4月1日以後 に終了する事業年度分 から実施(現行税率は、 平成6年4月1日以後に 終了する事業年度から 適用)	6,737,344
熊本市	480,284	制限税率で課税	昭和53年4月1日以後 に終了する事業年度分 から実施(現行税率は、 平成6年4月1日以降に 終了するものから)	1,453,003

税率	実 施 年 月 日
%	
11.9% ただし資本金額または出資金額が1億円以下で、課税標準額が1千万円以下の法人については、税率9.7%	昭和52年2月1日 (現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
①平成26年10月1日以降令和元年9月30日までに開始する事業年度について 12.1% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の市町村において事務所等を有する法人にあっては分割前のもの)が年額1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は9.7%(標準税率)。 ②令和元年10月1日以後に開始する事業年度について 8.4% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の市町村において事務所等を有する法人にあっては分割前のもの)が年額1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は6.0%(標準税率)。	昭和49年5月1日
①14.7% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1千万円以下の法人については12.3% ②12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1千万円以下の法人については9.7% ③8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1千万円以下の法人については6.0%	①平成15年4月1日 ②平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用 ③令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用
資本等の金額が5億円以上の法人…8.4% 資本等の金額が1億円を超え5億円未満の法人…7.2% 資本等の金額が1億円以下の法人…6.0%	昭和51年4月1日(14.5%、13.3%、12.1%) 昭和56年8月1日～平成26年9月30日(14.7%、13.5%、12.3%) 平成26年10月1日～令和元年9月30日(12.1%、10.9%、9.7%) 令和元年10月1日より(現行税率)
法人市民税について、法人税割の税率を資本金の額又は出資金の額により、 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人、資本又は出資を有しない法人及び人格のない社団等:9.7%(6%※) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人:10.9%(7.2%※) 資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び受託法人:12.1%(8.4% ※) としている。 ※令和元年10月1日以降に開始する事業年度に係る税率。	昭和50年9月1日以降終了する事業年度から(現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
資本金の額若しくは出資金の額が10億円以上の法人又は法人課税信託の受託者…12.1% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人…10.9% 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人…9.7%	昭和49年9月1日
資本金等の額が10億円以上(相互会社を含む)の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人…6%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から
・平成26年9月30日以前に開始する事業年度について 14.7% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については13.5% ・平成26年10月1日以降に開始する事業年度について 12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については10.9%	昭和49年5月1日 (現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
-	-
-	-
平成31年3月31日以前に終了する事業年度分:11.495%(市税条例で定める税率は12.1%。減税条例にて5%の引き下げ) 平成31年4月1日以後に終了する事業年度分:令和元年9月30日以前に開始する事業年度分 12.1% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分 8.4%	超過課税の実施時期は昭和50年9月1日以後終了する事業年度分から 減税条例の実施時期は平成24年4月1日以後終了する事業年度分から平成31年3月31日以前に終了する事業年度分まで
8.2% ただし、資本金等の額が3億円以下である法人、資本金の額又は出資金の額を有しない法人又は人格のない社団等のいずれかであり、かつ法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,600万円以下である場合は6.0% なお、平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を14.5%に、6.0%を12.3%に読み替えた税率を適用 平成26年10月1日以後で、令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を11.9%に、6.0%を9.7%に読み替えた税率を適用	昭和51年4月1日から令和8年3月31日までに終了する各事業年度分に適用 ※超過税率は昭和51年4月1日～平成3年3月31日は+2.4%(制限税率)、平成3年4月1日以後は+2.2%
・平成26年10月1日以後に開始し、かつ、令和2年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割: 11.9%。 ・ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。)で、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額が年2千万円以下であるもの:9.7%	昭和51年4月1日 (現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から)
12.1% ただし、資本金等の額が1億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下である法人については9.7%	平成26年10月1日以後開始する事業年度から (※ただし、昭和49年6月1日から昭和56年7月末日までは14.5%を、昭和56年8月1日から平成26年9月30日までは14.7%を採用していた。)
12.1% 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年額1,600万円以下(2以上の市町村に事務所等を有する法人は分割前の金額)で、かつ、次のいずれかに該当する法人は9.7% (1)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (2)資本金又は出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (3)人格のない社団等 なお、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分については、12.1%を14.7%に、9.7%を12.3%にそれぞれ置き換える。 また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分については12.1%を8.4%に、9.7%を6.0%にそれぞれ置き換える。	当初実施:昭和49年11月1日以降に終了する事業年度より 現行実施:平成10年4月1日
8.4%	昭和56年8月1日
12.1% (ただし、資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年240万円以下の法人は9.7%)	平成26年10月1日以降開始する事業年度から実施
(新税率) 8.2% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人については、6.0% (旧税率) 11.9% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人については、9.7%	昭和51年10月1日 (新税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から) (旧税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 12.1% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 11.3% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から下記税率を適用 資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 8.4% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 7.6%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施 (税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)
12.1	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施 (現行税率は、平成26年10月1日以後に開始するものから)

5 交通事故件数(令和元年中)

区分	件数		
		死亡	負傷者
単位	件	人	人
札幌市	4,721	28	5,282
仙台市	2,743	21	3,303
さいたま市	3,358	22	3,987
千葉市	2,574	14	3,089
川崎市	2,920	21	3,317
横浜市	8,398	50	9,699
相模原市	2,215	7	2,566
新潟市	1,485	11	1,760
静岡市	4,394	17	5,309
浜松市	6,582	16	8,531
名古屋市	9,525	33	11,301
京都市	3,279	31	3,773
大阪市	10,080	34	11,700
堺市	3,053	13	3,621
神戸市	5,583	32	6,653
岡山市	2,105	26	2,384
広島市	2,651	19	3,181
北九州市	5,542	19	7,412
福岡市	7,758	18	9,466
熊本市	2,084	22	2,512

(注)  
・数値は、人身事故件数のみ。

6 清掃施設等

区分	(1) 焼却施設		(2) 一般廃棄物収集・搬入量			
	1日当たりの 設備規模能力		内 訳		人口千人当 たりの収集・ 搬入量	
			家庭ごみ	事業ごみ		
単位	所	t	t	t	t	t
札幌市	3	2,100	602,220	383,283	218,937	306
仙台市	3	1,800	373,373	234,235	139,138	342
さいたま市	4	1,430	422,930	310,045	112,885	321
千葉市	2	1,005	※2 334,883	209,438	125,445	341
川崎市	3	1,950	407,939	302,372	105,567	267
横浜市	4	4,140	1,000,665	691,599	309,066	267
相模原市	2	975	※3 226,976	169,938	57,037	314
新潟市	4	970	265,024	183,441	81,583	336
静岡市	2	1,100	221,555	150,309	71,246	318
※4 浜松市	2	945	242,551	158,267	84,283	303
名古屋市	5	2,720	693,317	...	...	298
京都市	3	1,700	409,779	213,673	196,106	279
大阪市	※6 6	4,000	989,503	410,267	579,236	360
堺市	3	1,210	※7 267,911	178,702	89,209	320
神戸市	3	2,100	494,167	296,126	198,041	325
岡山市	3	970	※8 230,931	139,399	91,532	328
広島市	3	1,300	※9 373,213	211,743	161,470	312
北九州市	3	2,130	359,626	179,044	180,582	384
福岡市	※11 4	※11 3,060	523,798	303,327	220,471	328
熊本市	2	880	245,984	152,380	93,604	337

収集・搬入方法						処理					
直営		委託		許可・自己搬入		焼却		資源化		埋立	
t	%	t	%	t	%	t	%	t	%	t	%
110,596	18.4	272,686	45.3	218,937	36.4	447,483	74.3	115,452	19.2	39,285	6.5
1,557	0.4	232,678	62.3	139,138	37.3	326,017	87.3	43,499	11.7	3,857	1.0
※1 47,071	※1 11.1	※1 237,724	※1 56.2	※1 126,292	※1 29.9	※1 375,761	※1 88.8	※1 63,042	※1 14.9	※1 13,326	※1 3.2
5,138	1.5	204,300	61.0	125,445	37.5	242,965	72.5	91,293	27.3	625	0.2
240,657	59.0	61,715	15.1	105,567	25.9	356,044	78.0	51,895	11.4	48,340	10.6
565,649	56.5	123,934	12.4	311,082	31.1	886,643	88.6	110,018	11.0	4,004	0.4
69,294	30.5	88,792	39.1	68,889	30.4	186,946	82.4	40,030	17.6	-	-
5,599	2.1	164,866	62.2	94,559	35.7	195,058	73.6	48,179	18.2	21,787	8.2
17,250	7.8	119,138	53.8	85,167	38.4	217,163	98.0	3,547	1.6	846	0.4
4,749	2.0	152,012	62.7	85,790	35.4	234,320	82.6	36,166	12.7	13,226	4.7
288,590	41.6	184,459	26.6	220,268	31.8	625,803	91.2	57,082	8.5	3,571	0.5
96,933	23.7	116,740	28.5	196,106	47.9	※5 383,285	※5 93.5	※5 21,792	※5 5.3	※5 1,984	※5 0.5
353,167	35.7	57,161	5.8	579,175	58.5	930,525	94.0	58,978	6.0	-	-
3,005	1.1	181,426	67.7	83,480	31.2	256,603	95.7	11,419	4.3	115	0.0
290,528	58.8	5,598	26.8	198,041	40.1	452,359	91.6	25,547	5.2	16,069	3.3
54,408	23.5	80,777	35.0	95,746	41.5	207,573	89.9	21,097	9.1	2,260	1.0
43,402	11.6	159,478	42.7	170,333	45.7	※9 304,489	81.4	41,097	11.0	28,513	7.6
1,297	0.4	201,961	56.2	156,368	43.5	※10 341,481	※10 94.4	※10 17,842	※10 4.9	※10 2,519	※10 0.7
637	0.1	306,413	58.5	216,748	41.4	※12 483,088	82.3	※12 15,776	2.7	※12 88,282	15.0
60,958	24.8	90,452	36.8	94,574	38.4	※13 213,131	※13 86.7	※13 28,568	※13 11.6	※13 4,163	※13 1.7

※1(さいたま市)収集・搬入方法として、この他「団体資源回収」・「小型家電回収」があるため100%とならない。また、収集した廃棄物を全て同年度中に処理するものではないため、収集・搬入量の合計と処理量の合計は一致しない。

※2(千葉市)②一般廃棄物収集・搬入量については、災害廃棄物(1,606t)を除く

※3(相模原市)端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。

※4(浜松市)端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。

※5(京都市)処理は焼却、資源化、埋立の他に排水2,718t(構成比0.7%)がある。

※6(大阪市)焼却施設については、大阪広域環境施設組合の施設数、能力を記載している。

※7(堺市)端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。一般廃棄物収集・搬入量の他に集団回収(23,234t)、自主資源化(2,800t)、庁内古紙(484t)、剪定枝等(4,448t)がある。年度間での処理の繰越等により、収集・搬入量と処理量が一致しない。溶融処理により生成されるスラグ(11,731t)、メタル(2,173t)をリサイクルしているが、資源化に計上していない。

※8(岡山市)一部事務組合による収集・搬入量を除く。

※9(広島市)収集・搬入量については、災害廃棄物(39,005t)は除く。処理の焼却量には、他都市分(886t)を含む。

※10(北九州市)処理の内訳に「破砕」がないことと、焼却量に中間処理残渣を含んでいることから、収集・搬入量の総量と処理合計が相違する。

※11(福岡市)焼却施設については、福岡都市圏南部工場を含む施設数、能力を記載している。(収集・搬入量については福岡市発生分のみ計上。)

※12(福岡市)処理量には中間処理残渣も含まれていることから、収集・搬入量の総計と処理合計が相違する。

※13(熊本市)処理は焼却、資源化、埋立の他に排水等80tがある。

7 保育所・認定こども園

区分	(1) 保育所									
	ア 保育所数(入所定員)						イ 入所児童数(入所率)		3歳未満児	
	市立保育所数	入所定員	私立保育所数	入所定員	イ 入所児童数(入所率)	要保育児童数	充足率			
単位	所 (人)	所	人	人	人 (%)	人	%			
札幌市	260 (22,738)	21	2,130	239	20,608	21,595 (95.0)	※1 10,450	※1 ...		
仙台市	188 (16,059)	35	3,389	153	12,670	16,119 (100.4)	9,196	※2 ...		
さいたま市	※3 245 (20,985)	61	6,413	184	14,572	※3 21,084 (100.5)	※3 9,235	※3 87.7		
千葉市	※4 202 (15,324)	55	6,105	147	9,219	14,548 (94.9)	6,351	105.2		
川崎市	396 (30,420)	27	2,890	※5 369	27,530	※5 32,296 (106.2)	※5 16,559	75.7		
横浜市	821 (64,032)	※6 71	6,747	750	57,285	62,845 (98.1)	※6 29,644	※6 89.2		
相模原市	103 (9,331)	24	2,595	79	6,736	※7 8,198 (87.9)	3,653	101.2		
新潟市	154 (14,475)	85	8,090	69	6,385	13,262 (91.6)	9,093	...		
静岡市	56 (5,180)	-	-	56	5,180	5,044 (97.4)	5,024	46.7		
浜松市	60 (6,490)	20	2,230	40	4,260	5,630 (86.7)	2,464	111.5		
名古屋市	413 (37,270)	99	9,647	314	27,623	※8 34,912 (93.7)	※8 14,131	※8 102.8		
京都市	232 (23,070)	14	1,460	218	21,610	23,264 (100.8)	※9 12,492	...		
大阪市	456 (54,160)	※10 87	※10 9,937	369	44,223	43,204 (79.8)	※10 26,362	...		
堺市	18 (2,085)	0	0	18	2,085	2,098 (100.6)	6,900	14.1		
神戸市	123 (11,189)	57	6,048	66	5,141	※11 11,640 (104.0)	※11 12,958	...		
岡山市	103 (11,921)	37	3,395	66	8,526	※12 11,607 (97.4)	5,193	※12 ...		
広島市	187 (23,087)	87	11,058	100	12,029	21,474 (93.0)	8,574	103.3		
北九州市	※13 157 (15,909)	24	2,535	133	13,374	14,747 (92.7)	※13 7,395	※13 ...		
福岡市	275 (37,553)	7	1,060	268	36,493	35,828 (95.4)	15,805	...		
熊本市	109 (10,210)	19	1,805	90	8,405	10,553 (103.4)	4,583	...		

(注)  
 ・要保育児童数は、保育所及び認定こども園の入所児童数並びに保育所及び認定こども園の未入所児童数の合計  
 ・充足率は、保育所の認可定員を要保育児童数で除した数値  
 ・保育率は、保育所の入所児童数を就学前児童数で除した数値

3歳以上児					
入所児童数	保育率	要保育児童数	充足率	入所児童数	保育率
人	%	人	%	人	%
9,123	※1 23.2	※1 13,014	※1 …	12,472	※1 28.9
6,702	72.9	11,542	※2 …	9,417	81.6
8,612	26.7	※3 12,943	※3 99.5	12,472	36.2
5,920	30.0	8,682	94.0	8,628	38.9
※5 14,273	36.3	※5 18,184	98.4	※5 18,023	44.8
26,506	※6 32.4	※6 36,622	※6 102.6	36,339	※6 40.5
3,371	※7 22.8	4,845	116.3	4,827	※7 29.2
5,196	31.5	13,469	…	8,066	44.0
2,138	15.6	8,126	34.9	2,906	18.8
2,292	12.7	3,365	111.2	3,338	16.4
14,131	※8 100.0	※8 20,781	※8 109.5	20,781	※8 100.0
9,571	32.8	※9 17,756	…	13,693	43.3
23,772	39.0	※10 30,824	…	30,530	50.4
930	5.1	9,314	11.9	1,168	5.7
※11 4,403	※11 13.8	※11 16,812	…	※11 7,237	※11 20.0
※12 4,513	25.8	7,285	※12 …	※12 7,094	38.2
8,006	27.7	13,509	105.3	13,468	42.4
6,169	29.8	※13 9,973	※13 …	8,578	37.7
14,635	35.7	21,986	…	21,193	49.6
4,325	22.4	6,293	…	6,228	30.6

※1(札幌市)要保育児童数は入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出不可。保育率は、就学前児童数に対する保育所の入所児童数の割合(認定こども園・地域型保育事業所の入所児童数は含まない)。

※2(仙台市)充足率は、歳別で定員を定めていないため、算定できない。保育率は、入所児童数を要保育児童数で除いたもので集計。

※3(さいたま市)保育所数には、分園2園を含む。入所率は、入所児童数/入所定員。充足率は、入所定員/要保育児童数。

※4(千葉市)3歳未満児:6,083、3歳以上児:9,241

※5(川崎市)入所児童数及び要保育児童数は、委託児童を含み受託児童を除く。また、認定こども園、地域型保育事業希望者も含む。

※6(横浜市)市立保育所等には公設民営2園を含む。要保育児童数には、認定こども園、地域型保育事業希望者も含む。

入所児童数には委託(市外園を利用しての市民)を含み、受託(市内所在園を利用しての他都市居住者)を含まない。

充足率は各年齢区分の「保育所入所定員(=利用定員)/要保育児童数(=入所児童数+保留児童数)」で算出。

※7(相模原市)入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、14,781人 就学前児童数(3歳以上児)は、16,526人。

※8(名古屋市)入所率は入所児童数/入所定員。要保育児童数は入所児童数+待機児童数。充足率は入所定員/要保育児童数。保育率は入所児童数/要保育児童数。

※9(京都市)要保育児童数は、入所児童数(保育所・認定こども園)+未入所児童数(施設種別を問わない)。

※10(大阪市)公民を含む。要保育児童数・入所児童数・保育率については、地域型保育事業及び認定こども園も含む。

※11(神戸市)入所児童数は、委託児童を含み受託児童を除く。保育率は入所児童数/未就学児童数。

※12(岡山市)入所児童数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。

※13(北九州市)充足率=年齢別の定員を設定していないため算出できない。保育所には保育所型認定こども園を含まない

区分	(2) 認定こども園															
	ア 園数(入園定員)		総数				幼保連携型認定こども園				幼稚園型認定こども園				保育所型認定	
			市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員
	単位	園	(人)	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園
札幌市	94	(15,746)	1	115	93	15,631	1	115	63	11,723	-	-	8	1,625	-	-
仙台市	38	(5,204)	-	-	38	5,204	-	-	29	4,336	-	-	6	655	-	-
さいたま市	9	(1,953)	-	-	9	1,953	-	-	5	1,385	-	-	3	505	-	-
千葉市	38	(5,772)	2	232	36	5,540	-	-	9	1,483	-	-	25	3,986	2	232
川崎市	12	(2,560)	-	-	12	2,560	-	-	5	1,000	-	-	7	1,560	-	-
横浜市	55	(12,631)	-	-	55	12,631	-	-	40	9,748	-	-	15	2,883	-	-
相模原市	58	(9,428)	1	120	57	9,308	1	120	34	4,927	-	-	22	4,307	-	-
新潟市	104	(13,972)	1	200	103	13,772	-	-	71	9,954	-	-	13	1,727	1	200
静岡市	109	(13,626)	58	5,930	51	7,696	58	5,930	49	7,366	-	-	2	330	-	-
浜松市	66	(10,150)	-	-	66	10,150	-	-	64	9,754	-	-	-	-	-	-
名古屋市	92	(14,890)	-	-	92	14,890	-	-	67	10,219	-	-	3	598	-	-
京都市	51	(6,753)	-	-	51	6,753	-	-	37	5,541	-	-	4	75	-	-
大阪市	89	(18,307)	-	-	89	18,307	-	-	50	10,441	-	-	26	5,525	-	-
堺市	118	(19,333)	17	2,376	101	16,957	17	2,376	89	15,465	0	0	9	1,563	0	0
神戸市	165	(24,054)	-	-	165	24,054	-	-	148	20,366	-	-	17	3,688	-	-
岡山市	45	(7,859)	16	3,320	29	4,539	16	3,320	25	3,719	-	-	4	820	-	-
広島市	45	(8,461)	1	78	44	8,383	-	-	28	6,181	-	-	3	477	1	78
北九州市	30	(3,745)	-	-	30	3,745	-	-	-	-	-	-	17	2,654	-	-
福岡市	8	(1,195)	-	-	8	1,195	-	-	6	835	-	-	2	360	-	-
熊本市	83	※12 (13,983)	-	-	83	※12 13,983	-	-	74	※12 12,344	-	-	9	※12 1,639	-	-

こども園		地方裁量型認定こども園				イ 入園児数 (入園率)		3歳未満児				3歳以上児				
私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	人	(%)	3号		1号		2号				
園	人	園	人	園	人	人	(%)	要保育児童数	充足率	入園児数	保育率	入園児数	要保育児童数	充足率	入園児数	保育率
								人	%	人	%	人	人	%	人	%
17	1,846	-	-	5	437	15,184	(96.4)	※1 4,618	※1 ...	3,291	※1 8.4	7,388	※1 5,047	※1 ...	4,505	※1 10.4
3	213	-	-	-	-	4,770	(91.7)	9,196	※2 ...	1,078	※2 11.7	1,815	11,542	※2 ...	1,877	※2 16.3
-	-	-	-	1	63	※3 1,651	※3 (84.5)	※3 9,235	※3 2.5	227	※3 0.7	※3 1,000	※3 12,943	※3 3.3	※3 421	※3 1.2
1	35	-	-	1	36	5,741	(99.5)	※4 525	※4 90.7	476	※4 2.4	3,844	1,442	98.5	1,421	6.4
-	-	-	-	-	-	※5 2,833	(...)	※5 ...	※5 ...	153	※5 ...	※5 2,128	※5 ...	※5 ...	※5 552	※5 ...
-	-	-	-	-	-	10,980	(86.9)	...	...	1,019	...	8,334	...	...	1,627	...
1	74	-	-	-	-	※6 8,511	(87.6)	1,856	92.8	1,679	※6 11.4	3,902	2,954	97.7	2,930	※6 17.7
18	2,056	-	-	1	35	12,422	(88.9)	9,093	...	3,613	21.9	3,439	13,469	...	5,370	293.0
-	-	-	-	-	-	10,838	(79.5)	5,024	65.7	2,779	20.3	2,737	8,126	75.3	5,322	34.4
2	396	-	-	-	-	8,757	(86.3)	3,453	106.3	3,122	17.3	1,344	4,378	109.6	4,291	21.2
22	4,073	-	-	-	-	※7 13,381	※7 (89.9)	※7 4,003	※7 109.3	4,003	※7 100.0	2,305	※7 7,073	※7 104.0	7,073	※7 100.0
10	1,137	-	-	-	-	7,098	(105.1)	※8 ...	※8 ...	2,482	8.5	662	※8 ...	※8 ...	3,954	12.5
13	2,341	-	-	-	-	14,894	(81.4)	26,362	...	2,940	4.8	6,556	30,824	...	5,398	8.9
3	420	0	0	0	0	18,697	(96.7)	6,900	92.9	6,271	34.3	3,143	9,314	100.8	9,283	45.6
-	-	-	-	-	-	※9 22,685	※9 (94.3)	※9 ...	※9 ...	5,562	※9 17.4	7,734	※9 ...	※9 ...	※9 9,389	※9 26.0
-	-	-	-	-	-	※10 7,197	※10 (91.6)	2,231	※10 ...	1,853	※10 10.6	2,137	3,299	※10 ...	3,207	※10 17.3
13	1,725	-	-	-	-	7,689	(90.9)	2,093	110.3	1,928	6.7	2,640	3,124	97.4	3,121	9.9
9	840	-	-	4	251	3,387	(90.4)	7,395	※11 ...	744	1.7	1,345	9,973	※11 ...	1,298	3.0
-	-	-	-	-	-	1,013	(84.7)	15,805	...	281	0.0	198	21,986	...	534	1.2
-	-	-	-	-	-	9,875	(70.6)	4,129	※12 ...	3,861	※12 20.0	3,351	6,079	※12 ...	6,014	※12 29.6

※1(札幌市) 要保育児童数は入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出不可。保育率は、就学前児童数に対する認定こども園の入所児童数の割合(保育所・地域型保育事業所の入所児童数は含めない)。

※2(仙台市) 歳児別に定員を定めていないため、算定不能。保育率については、入所児童数を要保育児童数で除したもので集計。

※3(さいたま市) 入園児数は、令和2年5月1日時点のもの。入園率は、入園児数/入園定員。充足率は、入園定員/要保育児童数。

※4(千葉市) 要保育児童数=入所児童数+入所待ち児童数、充足率=入所児童数/要保育児童数、保育率=入所児童数/就学前児童数

※5(川崎市) 入園児数は、委託児童を含み受託児童を除く。要保育児童数は、(1)保育所の項目に含めて算出、記入している。

※6(相模原市) 入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、14,781人 就学前児童数(3歳以上児)は、16,526人。

※7(名古屋市) 入園率は、入園児数/入園定員 要保育児童数は、入園児数+待機児童数 充足率は、入園定員/要保育児童数 保育率は、入園児数/要保育児童数

※8(京都市) 保育所分と不可分

※9(神戸市) 入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。保育率は、入所児童数/未就学児童数

※10(岡山市) 入園児童数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。

※11(北九州市) 充足率=年齢別の定員を設定していないため算出できない。

※12(熊本市) 入園定員は1号定員を含む。充足率は、年齢別定員を設定していないため、算出できない。保育率は、入園児数/要保育児童数

区分	(3) 一時保育	(4) 病後児保育 (令和元年度利用延人数)	(5) 待機児童数
単位	所	所 (人)	人
札幌市	191	6 (2,218)	0
仙台市	63 ※1	6 ※1 (2,155)	91
さいたま市	97	10 (3,142)	387
千葉市	60 ※2	9 (6,678)	4
川崎市	※3 84	※3 7 (7,115)	12
横浜市	※4 516	4 (1,406)	27
相模原市	※5 127	※5 3 (992)	8
新潟市	266	12 (10,653)	0
静岡市	78	3 (965)	0
浜松市	126 ※6	6 (2,578)	11
名古屋市	※7 61	※7 22 (17,094)	0
京都市	※8 59	※8 9 (4,216)	0
大阪市	74 ※9	34 (13,720)	20
堺市	※10 98	※10 5 (2,162)	11
神戸市	261 ※11	18 (14,178)	52
岡山市	※12 63	6 (6,074)	259
広島市	100 ※13	14 (14,148)	33
北九州市	79 ※14	12 (9,029)	0
福岡市	保育所 <sup>30</sup> 地域型保育事業所 <sup>10</sup> 10	19 (29,634)	5
熊本市	※15 10	8 ※16 (5,653)	0

※1(仙台市)病後児保育は、病児保育施設を含み、利用延人数は、病後児と病児の合計。

※2(千葉市)病後児保育は、病児保育施設を含み、利用延人数は、病後児と病児の合計。

※3(川崎市)一時保育は幼保連携型認定こども園1か所、公立1か所含む。病児保育4か所、病後児保育3か所

※4(横浜市)公立R2:42 民間R2:474(認可保育所・小規模保育・横浜保育室の合計数)

※5(相模原市)一時保育は公立含む。病児保育2か所 病後児保育1か所

※6(浜松市)病後児保育の内4施設は病児保育も実施。利用延人数は、病児保育の利用者を含む。

※7(名古屋市)一時保育は、公立4か所、民間57か所。病後児保育は、病児・病後児20か所、病後児2か所。

※8(京都市)一時保育は、一般型のみ。病児・病後児7か所、病児1か所、病後児1か所

※9(大阪市)病児16か所 病後児18か所(うち1か所休所中)

※10(堺市)一時保育は、公立保育所1を含む。病後児保育は、病児保育施設を含む。別途、子育て援助活動支援事業(病児緊急対応強化事業)として、訪問型病児保育を実施。

※11(神戸市)病後児保育は、病児保育施設のみ

※12(岡山市)平成31年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の実績報告

※13(広島市)病児13施設 病後児1施設

※14(北九州市)病児保育施設を含む。

※15(熊本市)一時保育は私立保育所等における、平成31年度(令和元年度)「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。

※16(熊本市)病後児保育は病児・病後児保育施設8か所、利用延人数は、病児と病後児の合計。

8 高齢者保健福祉

区分	(1) 老年人口比率					(2) 高齢化推計比率 (西暦2025年)			(3) 養護老人ホーム(設置数・入所定員)		
	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～	総数	65歳以上の推計人口	推計人口	所 (人)	公立 (入所定員)	所 (人)		
単位	%	人	人	人	%	人	人	所 (人)	所 (人)		
札幌市	27.4	138,805	136,656	260,200	535,661	29.1	570,398	1,958,094	4 (330)	1 (50)	
仙台市	※1 24.1	65,710	64,083	125,776	255,569	28.3	303,280	1,071,693	2 (210)	- (-)	
さいたま市	23.0	70,463	77,995	154,340	302,798	25.7	337,838	1,312,452	3 (290)	1 (50)	
千葉市	※9 26.0	56,892	65,765	130,226	252,883	27.9	272,842	978,782	2 (130)	- (-)	
川崎市	※5 20.0	※5 71,349	※5 78,847	※5 153,505	※5 303,701	30.0	344,575	1,572,733	2 (190)	1 (140)	
横浜市	※6 24.5	209,972	233,277	477,713	920,962	26.2	971,574	3,714,957	6 (498)	- (-)	
相模原市	25.7	43,472	48,418	92,931	184,821	27.8	199,375	717,831	1 (80)	- (-)	
新潟市	※7 29.4	※7 56,581	※7 57,503	※7 117,329	※7 231,413	31.3	246,739	788,987	1 (100)	1 (100)	
静岡市	30.2	47,445	51,584	111,301	210,330	31.8	212,856	669,536	2 (190)	2 (190)	
浜松市	27.6	51,686	54,292	114,962	220,940	28.9	227,307	787,057	6 (420)	- (-)	
名古屋市	25.1	128,462	144,697	300,232	573,391	26.0	600,069	2,306,835	6 (770)	2 (370)	
京都市	28.1	83,959	102,691	209,016	395,666	28.9	420,143	1,451,751	8 (565)	- (-)	
大阪市	※9 25.2	※9 153,403	※9 173,470	※9 361,202	※9 688,075	26.3	700,390	2,663,262	12 (737)	- (-)	
堺市	28.1	50,677	62,342	121,307	234,326	29.0	235,294	812,527	2 (190)	1 (120)	
神戸市	※10 28.2	98,494	109,894	222,684	431,072	31.3	465,811	1,498,059	9 (540)	1 (80)	
岡山市	※11 26.2	※11 41,523	※11 47,760	※11 96,078	※11 185,361	26.1	189,676	725,465	5 (310)	2 (130)	
広島市	※12 25.3	※12 71,342	※12 80,678	※12 150,134	※12 302,154	26.8	323,143	1,205,175	8 (500)	- (-)	
北九州市	30.7	67,021	71,603	152,249	※13 290,873	32.8	298,535	909,840	9 (570)	- (-)	
福岡市	21.8	88,601	87,213	163,050	338,864	24.2	397,187	1,641,913	4 (307)	- (-)	
熊本市	26.2	47,910	46,593	96,835	191,338	28.3	209,050	739,812	7 (440)	- (-)	

(注)  
 ・(1)の総数は、65歳以上人口の総数。  
 ・(2)は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計)の数値  
 ・(3)～(5)の各老人ホームの私立には、公設民営を含む。

(4) 特別養護老人ホーム(設置数・入所定員)				(5) 軽費老人ホーム(設置数・入所定員)			(6) 地域包括支援センター	(在宅介護支援センター)	(7) 老人福祉センター
私立 (入所定員)		公立 (入所定員)	私立 (入所定員)		公立 (入所定員)	私立 (入所定員)			
所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所	(所)	所
3 (280)	82 (6,330)	1 (100)	81 (6,230)	25 (1,500)	3 (150)	22 (1,350)	27	(-)	10
2 (210)	67 (4,761)	- (-)	67 (4,761)	16 (578)	- (-)	16 (578)	52	(-)	8
2 (240)	74 (6,778)	- (-)	74 (6,778)	5 (282)	1 (100)	4 (182)	27	※2 (34)	11
2 (130)	53 (3,729)	- (-)	53 (3,729)	18 (850)	- (-)	18 (850)	※4 30	(-)	15
1 (50)	57 (4,901)	8 (537)	49 (4,364)	3 (264)	- (-)	3 (264)	49	(-)	7
6 (498)	159 (16,401)	- (-)	159 (16,401)	11 (644)	- (-)	11 (644)	142	(-)	18
1 (80)	45 (3,185)	- (-)	45 (3,185)	9 (218)	- (-)	9 (218)	29	(-)	3
- (-)	84 (5,210)	1 (100)	83 (5,110)	23 (989)	- (-)	23 (989)	29	(13)	12
- (-)	39 (3,711)	- (-)	39 (3,711)	7 (430)	- (-)	7 (430)	※8 30	(4)	8
6 (420)	66 (4,924)	- (-)	66 (4,924)	16 (798)	- (-)	16 (798)	22	(8)	0
4 (400)	120 (8,800)	1 (300)	119 (8,500)	22 (951)	4 (490)	18 (461)	29	(-)	16
8 (565)	99 (6,317)	7 (440)	92 (5,877)	13 (637)	- (-)	13 (637)	61	(20)	17
12 (737)	157 (13,903)	※9 2 (340)	155 (13,563)	20 (755)	- (-)	20 (755)	66	(111)	26
1 (70)	51 (3,201)	- (-)	51 (3,201)	11 (515)	- (-)	11 (515)	28	(25)	7
8 (460)	116 (6,774)	- (-)	116 (6,774)	31 (1,815)	1 (50)	30 (1,765)	76	(-)	-
3 (180)	67 (3,247)	- (-)	67 (3,247)	22 (924)	1 (50)	21 (874)	14	(21)	3
8 (500)	72 (4,500)	- (-)	72 (4,500)	10 (562)	- (-)	10 (562)	41	(-)	3
9 (570)	81 (5,461)	1 (55)	80 (5,406)	25 (1,120)	- (-)	25 (1,120)	31	(-)	1
4 (307)	87 (6,153)	- (-)	87 (6,153)	23 (1,217)	- (-)	23 (1,217)	57	(-)	7
7 (440)	53 (2,424)	- (-)	53 (2,424)	18 (697)	- (-)	18 (697)	27	(1)	10

※1(仙台市)令和2年3月31日現在の値  
 ※2(さいたま市)地域型33か所、包括・在宅総合支援センター1か所  
 ※3(千葉市)令和2年3月31日現在の人口  
 ※4(千葉市)出張所2か所含む  
 ※5(川崎市)老年人口比率は令和2年9月末現在の住民基本台帳人口による。  
 ※6(横浜市)令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値  
 ※7(新潟市)令和2年3月31日現在の数値  
 ※8(静岡市)うち1か所は基幹型  
 ※9(大阪市)老年人口比率は令和2年3月末現在の住民基本台帳人口による。  
 特別養護老人ホームについては、令和2年4月1日現在の数値で、公立は大阪市立弘済院(第1)及び同院(第2)  
 ※10(神戸市)平成31年3月31日現在の人口  
 ※11(岡山市)令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値  
 ※12(広島市)令和2年3月31日現在の数値  
 ※13(北九州市)(1)の総数は、65歳以上人口の総数(住民基本台帳(令和2年3月31日現在) ※不明者含まず)

## 9 介護保険事業

区分	(1)第1号被保険者					(2)要介護認定審査判定件数	(3)保険料に対する独自助成制度の有無・概要	(4)利用者負担に対する独自助成制度の有無・概要	(5)市町村特別給付の有無・概要	(6)居宅介護サービス独自基準
	ア 被保険者数	イ 保険料 (年額:基準額)	ウ 保険料徴収率							
			現年	滞納	計					
単位	人	円	%	%	%	件				
札幌市	533,069	69,275	99.1	16.5	97.2	99,045	有	無	無	無
仙台市	254,912	70,700	99.3	31.3	98.5	41,484	有	無	無	有
さいたま市	301,543	65,056	98.9%	19.2	96.9%	47,387	有	有	無	無
千葉市	252,125	63,600	99.2	15.9	97.5	39,334	有	無	無	有
川崎市	301,408	69,900	99.3	36.8	98.3	47,893	有	有	無	無
横浜市	920,465	74,400	99.3	25.9	98.2	143,551	有	有	無	有
相模原市	184,095	69,600	99.1	20.7	97.5	25,103	有	無	無	無
新潟市	231,097	76,200	99.5	18.3	98.3	39,503	有	有	無	無
静岡市	210,093	65,900	99.3	22.1	98.0	34,375	有	有	無	無
浜松市	220,332	66,412	99.6	21.5	98.8	35,571	有	無	無	無
名古屋市	570,864	76,696	99.5	22.1	98.2	90,951	無	無	有	有
京都市	395,666	79,200	99.0	18.0	97.3	75,988	有	無	無	有
大阪市	687,673	95,124	98.4	16.8	95.7	157,512	有	無	無	有
堺市	234,289	79,480	98.9	10.2	96.2	51,760	有	無	無	無
神戸市	430,818	75,120	99.0	14.3	97.3	79,781	有	無	有	有
岡山市	185,361	73,920	99.4	29.7	98.1	40,032	有	無	無	無
広島市	301,875	74,040	99.4	30.4	98.2	49,533	有	有	無	有
北九州市	291,604	73,080	98.9	21.3	96.8	52,110	有	無	無	有
福岡市	338,900	72,933	99.0	13.5	96.5	64,837	有	無	無	有
熊本市	191,206	81,120	98.7	16.1	95.9	34,996	有	無	無	有

※札幌市:(3)一定の基準を満たす被保険者の介護保険料を、第1段階相当の保険料まで減額する。

※仙台市:(1)ア 令和元年3月末のデータ。

- (3)①保険料段階が第4段階で、世帯の収入等が一定の要件を満たす場合、基準額の2分の1相当額に減免する。  
 ②住居の住み替えや、防災集団移転促進事業等のために土地建物を売却したことによる譲渡所得に伴い保険料負担が増えた方について、一定の条件を満たす場合に、買い替え費用が特別控除額のどちらか少ない額を合計所得金額から差し引いた額で算定した所得段階相当額に減免する。
- (6) ①提供したサービスの内容等の記録の保存年限を完結の日から5年間とする。  
 ②新たに次に掲げる記録を整備することとし、保存年限を完結の日から5年間とする。  
 a)従業者の勤務状況に関する記録 b)介護報酬請求明細書

※さいたま市:(1)ア 平成31年3月末のデータ。(1)ウ 平成30年度決算値のデータ。

- (3)所得段階が第1段階の老齢福祉年金受給者に対し、第2期事業計画の保険料額と同額とする。  
 (4)収入や資産等に関する一定の基準に該当する低所得者に対し、在宅サービスの利用者負担の5割又は7割相当額を助成する。

※千葉市:(1)ア 令和2年3月末のデータ。(1)イ 第7期計画基準額のデータ。(1)ウ 令和元年度決算値データ

- (3)保険料段階第2・3段階に属する被保険者で、収入、扶養、資産について一定の条件を満たす場合、第1段階相当の保険料額に減額する。  
 (6)基準条例等  
 ・記録の保存期間の延長(2年→5年)、虐待防止研修の実施(年1回以上)、通所・入所系サービスにおける非常災害対策(食料等の備蓄)、暴力団の排除

※川崎市:(3)・収入が少なく生活が著しく困難な方で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を基準額(第6段階)の25%に減額する。

- ・保険料段階が第3・4段階で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を第2段階に減額する。  
 (4)生活保護基準以下で生活している生計困難者について、1割負担の50%及び食費・居住費の50%に軽減する。

※横浜市:(3)以下のとおり。

1. 低所得者減免 2. 災害による減免 3. 所得減少による減免  
 (4)横浜市介護サービス自己負担助成事業  
 ・在宅サービス助成:訪問介護等の在宅サービスを利用する低所得者の利用者負担の一部を助成し5%又は3%に軽減  
 ・グループホーム助成:認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)について、利用者負担額の一部を助成し5%に軽減(平成21年度より実施)。居住費相当分等について、利用者負担額の一部を助成(平成24年10月より実施)  
 ・施設居住費助成:介護保険施設等のユニット型個室の居住費について、利用者負担額の一部を助成(平成22年度より実施)  
 (6)基準条例の制定

※相模原市:(1)ア、(2)については、令和2年3月末時点のデータ(1)ウについては、令和元年度決算値のデータで小数点以下第2位を四捨五入した値。

(3)低所得者に対する保険料減免:世帯の収入等の状況が、生計を維持することが困難であると認められる場合に、第1段階保険料の1/2相当額を減免する。

※新潟市:(1)ア 平成31年3月末 (1)イ 第7期基準額 (1)ウ 平成30年度決算値

(2)平成30年度

(3)生活保護基準以下の収入や資産の低所得者に対する保険料減免

(4)社会福祉法人等利用者負担軽減措置制度を、株式会社等へ拡大して実施

※静岡市:(1)アについては、令和2年3月31日時点。

(1)ウ、(2)については、令和元年度決算値データ。

※浜松市:(1)ア 平成31年3月末 イ 第7期事業計画値 ウ 平成30年度実績

(2)平成30年度実績

(3)所得段階が第4段階以下でかつ収入や資産が生活保護基準以下である生活困難者について、保険料を50%に減額

※名古屋市:(1)ア令和元年3月31日現在、(1)ウ令和元年度決算値、(2)令和元年度データ

(5)生活援助型配食サービス

(6)【条例による運営基準】

・サービス提供に関する記録の保存期間 2年→5年 ・居住系、通所系サービスにおける食料等の備蓄の義務化 ・暴力団の排除

※京都市:(1)ウ 出納閉鎖時点における数値。表上の数値は、現年分徴収率で、普通徴収分の徴収率は88.53%

(3)所得段階区分で第1～3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.21まで引き下げる。

①収入基準…前年の収入が60万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき24万円加算

②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人に月96万円加算

③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。

所得段階区分で第1～第3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.42まで引き下げる。

①収入基準…前年の収入が60万円超80万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき32万円加算

②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人に月96万円加算

③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。

所得段階区分で第2・3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.5まで引き下げる。

①収入基準…前年の収入が80万円超120万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき48万円加算

②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人に月96万円加算

③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。

(6)基準条例の制定

・暴力団の排除・人権の尊重に係る措置・サービス提供に関する記録の保存年限の延長(2年→5年)・通所系サービスにおける耐震性の確保

※大阪市:(3)生活に困窮している方への保険料の軽減制度

●世帯全員が市町村民税非課税で次のすべてに該当する方 ●減額内容: 第4段階保険料の2分の1に減額する。

①世帯の年収が、次の額以下であること。

1人世帯150万円、2人世帯198万円、3人世帯246万円(以降世帯員が1人増すごとに48万円を加算)

②扶養を受けていない。

③活用できる資産を有しない。

④介護保険料を滞納していない。

※堺市:(1)アは、令和2年3月31日現在(令和2年3月末の事業統計の数値)。ウは、令和2年5月31日現在(令和元年決算の還付未済を含まない数値)

(3) ●対象者(次のすべてに該当する方)

・所得段階が1段階以外

・申請日時時点で世帯全員が市民税非課税

・世帯の年間収入が基準額以下(1人世帯:150万円以下 2人世帯:198万円以下 3人世帯:246万円以下)

以降、世帯員数が1人増えるごとに48万円を加算した額以下)

・他の世帯の扶養となっていない(税の扶養控除、医療保険の扶養控除)。

・世帯の資産・預貯金等の合計額が350万円以下(以降、世帯員数が1人増えるごとに100万円を加算した額以下)

・本人および世帯に属する人が居住用以外の処分可能な土地家屋を所有していない。

●減額内容:

第1段階相当額の保険料に減額する。

※神戸市:(1)ア. 平成31年3月31日現在。

(3)1.保険料段階が第2・3段階の方のうち、生活が困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階相当額に減額する。

2.保険料段階が第1段階、第2段階、第3段階の方のうち、生活が著しく困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階の半額の相当額に減額する。

(5)ミドルステイ…介護者の長期入院等によりやむを得ない場合に、老人短期入所施設等で保険給付の範囲を超えて、

最長3か月までの短期入所を実施するもの。

緊急ショートステイ…施設入所の緊急性が高い要介護高齢者が施設入所できるまでの間、特養のショートステイ床・

老人短期入所施設を活用し、保険給付の範囲を超えて短期入所を実施するもの。

緊急一時保護…養護者による高齢者虐待により一時的に避難の必要性があると認められた場合に、保険

給付の範囲を超えて、原則7日間まで短期入所を実施するもの。

(6)基準条例の制定

暴力団の排除・重要事項説明書に記載すべき内容の追加・書類の保存期間を5年間に延長・虐待防止研修の実施等

※岡山市:(3)保険料の所得段階が第2・第3段階(世帯市民税非課税)で、世帯収入、扶養、資産条件に該当する場合、申請により第1段階相当額

まで軽減する。

※広島市:(1)ア被保険者数は令和2年3月末の数値であり、ウ 保険料徴収率は平成31年度の数値

(3)次の①及び②の人を対象とした減免制度

①介護保険料の所得段階が第2段階、又は第3段階の人で特に収入が低く、生活が著しく困窮している人

②刑務所などに拘禁され、介護サービスを受けることができない人

(4)①重度心身障害者介護保険利用負担助成 ②介護保険支給限度額超過利用負担助成

(6)一般原則・基本方針、運営規程の記載事項(虐待防止・身体拘束等)、金銭管理規程の整備、管理者の研修の機会の確保、

非常災害対策、居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録の5年間保存、指定介護老人福祉施設等の居室定員

※北九州市:(1)ア R2.3月末時点、ウR2.5月末時点

(3) 概要「介護保険料の独自軽減」

次のすべての要件に合致した場合、保険料を第1段階相当額に減額するもの。

① 保険料段階が第2段階又は第3段階

② 世帯全員の収入が基準額以下(基準額:世帯全員の収入(年間)(96万円+(世帯員の数-1)×48万円)+年間家賃負担額)

(年間家賃負担額は上限有り)

③ 世帯全員の現金及び預貯金の合計額が350万円以下

④ 世帯全員が居住用以外の土地や家屋を保有していない

(居住用の土地・家屋は、固定資産税の評価額の合計額が2400万円未満であれば保有可)

⑤ 他の世帯の人に扶養されていない

(6) サービス記録の整備2年→5年、暴力団の排除、通所・入所系サービスにおける非常災害対策(災害種別ごとの対応計画作成)、地域との連携

※福岡市:(1)、(2)令和2年3月末時点

(3)生活困窮者/居住用財産の譲渡による所得段階変更を考慮

(6)暴力団の排除、設備要件の充実、文書による同意、サービス記録の利用者への提供、身体拘束に関する手続き等の追加、各種研修の実

施、非常災害対策、衛生管理、事故発生時の対応、記録の保存期限の延長、申請者の基準、特養の入所定員を規定するもの。

※熊本市:(3)①刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者について拘禁期間に係る保険料の減免

②第2段階又は第3段階の者のうち、収入・資産等一定の基準を満たす者に対し申請に基づき第1段階相当額へ減額

③居住用財産の譲渡に係る保険料の減免

10 国民健康保険事業

区分	(1)国保被保 険者数	人口 加入率	(2)国保加入 世帯数	世帯 加入率	(3)延受診件数	受診率	(4)1世帯当たり 費用額	(5)被保険者 1人当たり費用 額	(6)1件当たり費 用額	(7)世帯主給 付割合 独自基準の有 無・概要
単位	人	(%)	世帯	(%)	件	(%)	円	円	円	
札幌市	371,797	(18.9)	260,703	(27.1)	6,043,501	(1,625.5)	590,724	414,214	25,482	無
仙台市	197,540	(18.1)	132,511	(25.5)	3,633,569	(1,839.4)	549,467	368,586	20,038	無
さいたま市	241,017	(18.4)	160,026	(26.7)	4,122,100	(1,710.3)	516,280	342,790	20,043	無
千葉市	194,369	(20.0)	129,788	(27.9)	3,193,892	(1,643.2)	514,362	343,460	20,902	無
川崎市	264,027	(17.4)	181,006	(23.9)	4,502,998	(1,705.5)	511,108	350,394	20,545	無
横浜市	699,379	(18.6)	473,435	(26.1)	12,781,233	(1,827.5)	544,904	368,866	20,184	無
相模原市	157,523	(21.8)	103,402	(31.4)	1,616,769	(1,026.4)	531,970	349,198	21,478	無
新潟市	158,533	(20.1)	101,629	(29.8)	2,927,483	(1,846.6)	606,122	388,560	21,042	無
静岡市	※2 148,245	(21.5)	※2 96,867	(31.6)	2,701,410	(1,765.9)	571,341	373,328	20,487	無
浜松市	※4 157,648	(19.7)	※4 100,183	(29.3)	※4 2,773,737	(1,722.6)	595,353	376,272	21,843	無
名古屋市	462,055	(19.9)	312,741	(28.0)	7,772,765	(1,682.2)	508,837	344,405	20,473	無
京都市	※5 297,207	(20.3)	※5 202,426	(27.9)	4,802,993	(1,058.2)	556,935	377,479	23,847	無
大阪市	613,024	(22.4)	418,379	(27.6)	10,292,828	(1,647.3)	551,680	369,403	22,424	無
堺市	※6 176,473	※6 (21.2)	※6 113,829	※6 (28.8)	※6 2,059,660	※6 (1,150.6)	※6 516,543	※6 333,182	※6 28,547	無
神戸市	321,062	(21.1)	214,226	(29.6)	5,782,507	(1,801.1)	586,143	391,099	21,715	無
岡山市	136,903	(19.3)	90,646	(27.5)	2,340,048	(1,709.3)	633,294	419,316	24,532	無
広島市	220,780	(18.5)	145,003	(25.4)	4,231,115	(1,916.4)	646,066	424,321	22,141	無
北九州市	200,611	(21.3)	133,732	(31.0)	2,366,009	(1,179.4)	621,830	414,527	35,147	無
福岡市	316,709	(20.4)	214,955	(26.8)	※7 5,211,393	※7 (1,645.5)	508,380	345,045	20,969	無
熊本市	155,713	(21.2)	98,193	(28.6)	1,767,802	(1,135.3)	538,752	339,738	29,925	無

(注)  
 ・(1)・(2)の数値は、平成31年3月～令和2年2月の平均値  
 ・(1)～(6)の数値は、令和元年度決算より算出し、退職被保険者も含む  
 ・(9)の数値は、令和2年度当初予算より算出

(8)世帯員給付割合 独自基準の有無・概要	(9)賦課限度額	(10)保険料徴収率		
		現年	滞納	計
		円	%	%
無	医療分:630,000 支援分:190,000 介護分:170,000	※1 94.3	※1 27.6	※1 86.9
無	医療分 630,000 支援分 190,000 介護分 170,000	94.7	30.1	89.7
無	医療分 610,000 支援分 190,000 介護分 160,000	92.3	27.2	79.6
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.3	20.0	79.2
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	94.1	40.7	88.7
無	医療分 630,000 支援分 190,000 介護分 170,000	95.0	33.9	90.1
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	90.9	20.9	70.1
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	93.6	22.4	82.0
無	※3 (医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	93.5	22.9	82.9
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.2	24.1	82.1
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	95.6	28.3	89.6
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	94.5	36.4	88.9
無	(医療分)610,000 (支援分)190,000 (介護分)160,000	89.1	26.1	77.3
無	医療:610,000 支援:190,000 介護:160,000	94.5	17.6	77.8
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	93.2	22.0	84.1
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)160,000	91.9	30.6	81.5
無	医療分 630,000円 支援分 190,000円 介護分 170,000円	92.5	31.7	82.3
無	(医療分)630,000円 (支援分)190,000円 (介護分)170,000円	93.0	17.6	77.8
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	91.4	31.0	82.4
無	(医療分)630,000円 (支援分)190,000円 (介護分)170,000円	90.2	14.2	73.2

※1(札幌市)保険料徴収率の数値は、選付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値  
 ※2(静岡市)(1)・(2)の数値は、令和元年度の平均値  
 ※3(静岡市)(9)の数値は、令和3年度当初予算より算出  
 ※4(浜松市)(1)(2)は年度末、(3)は一般+退職  
 ※5(京都市)令和2年3月末現在  
 ※6(堺市)(1)・(2)は、令和2年3月末現在 (3)～(6)は令和元年度事業年報  
 ※7(福岡市)(3)の数値は、調剤・療養費を含む

## 11 生活保護

区分	(1)生活保護人口		(2)生活保護世帯数		(3)生活保護費
	人口	保護率	世帯	保護率	
単位	人	(%)	世帯	(%)	千円
札幌市	72,010	(36.6)	55,513	(57.1)	128,781,478
仙台市	18,171	(16.7)	13,969	(26.7)	28,032,358
さいたま市	19,723	(15.0)	15,448	(26.7)	33,875,697
千葉市	20,940	(21.4)	16,982	(38.2)	※1 35,029,043
川崎市	30,147	(19.6)	23,741	(31.8)	56,452,509
横浜市	※2 68,921	(18.4)	54,111	(31.6)	125,666,517
相模原市	13,691	(18.9)	10,304	(31.3)	22,059,900
新潟市	11,950	(15.0)	9,283	(27.1)	17,129,960
静岡市	※3 9,279	(13.4)	※3 7,361	(25.0)	※3 15,216,628
浜松市	7,158	(9.0)	5,684	(17.6)	10,732,199
名古屋市	※4 47,364	※4 (20.4)	※4 38,297	※4 (34.7)	※4 81,407,028
京都市	※5 42,648	(29.0)	※5 32,251	(44.7)	71,424,042
大阪市	135,787	(49.5)	112,636	(78.1)	※6 272,276,478
堺市	25,180	(30.2)	19,295	(48.9)	46,305,178
神戸市	44,784	(29.5)	34,058	(47.0)	78,450,922
岡山市	※7 13,013	(18.4)	※7 9,921	(30.3)	21,347,548
広島市	24,162	(20.2)	18,523	(32.5)	40,094,113
北九州市	※8 22,923	(24.4)	※8 18,398	(42.6)	42,669,418
福岡市	42,818	(26.9)	33,523	(…)	※9 77,140,423
熊本市	15,139	(20.5)	11,932	(36.4)	25,610,861

(注)  
 ・(1)・(2)の数値は、令和2年3月現在  
 ・(3)は、扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金を含む)で、令和元年度決算の値  
 ※1(千葉市)扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)で、令和元年度決算の値  
 ※2(横浜市)保護率の基礎となる全市人口・世帯は、平成31年3月1日現在の人口・世帯を使用。  
 ※3(静岡市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和元年10月推計人口による。  
 扶助別保護費の総額は、進学準備金を含む。  
 ※4(名古屋市)生活保護人口及び世帯数は令和2年3月中数値。各保護率は平成30年10月の推計人口から算出。生活保護費には進学準備給付金を含む。  
 ※5(京都市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、平成30年10月推計人口による。  
 ※6(大阪市)扶助費総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)  
 ※7(岡山市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、平成31年3月末住民基本台帳人口・世帯数による。  
 ※8(北九州市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和元年10月推計人口による。  
 ※9(福岡市)世帯保護率は統計上算出していない。

## 12 医療施設

区分	(1)病院数 (病床数)	公的 病院数 (市立)		左記以外 の病院数		(2)一般 診療所	(3)歯科 診療所	(4)医業収益 千円	
		所	(所)	病床数 (市立)	病床数				所
単位	所 (床)	所	(所)	床 (床)	所	床	所	所	
札幌市	203 (36,532)	3	(1)	1,406 (672)	200	35,126	1,419	1,232	21,893,052
仙台市	56 (12,548)	3	(1)	1,129 (525)	53	11,419	941	599	15,789,735
さいたま市	39 (8,048)	3	(1)	1,591 (637)	36	6,457	987	699	15,387,404
千葉市	47 (9,009)	8	(3)	1,674 (717)	39	7,335	707	550	16,340,623
川崎市	39 (10,951)	3	(3)	1,472 (1,472)	36	9,479	1,036	782	27,175,873
横浜市	133 (27,939)	11	(3)	4,429 (1,584)	122	23,510	3,087	2,109	27,400,889
相模原市	36 (7,514)	2	(0)	569 (0)	34	6,945	432	370	-
新潟市	44 (10,721)	5	(1)	2,374 (676)	39	8,347	651	494	20,952,095
静岡市	27 (7,397)	9	(1)	3,705 (463)	18	3,692	549	349	9,616,193
浜松市	33 (8,675)	6	(3)	1,702 (891)	27	6,973	658	388	※2 4,316,179
名古屋市	124 (24,115)	12	(6)	4,478 (1,672)	112	19,637	2,180	1,450	28,959,321
京都市	99 (20,821)	11	(1)	5,591 (100)	88	15,230	1,656	824	-
大阪市	177 (31,873)	13	(3)	7,811 (2,298)	164	24,062	3,507	2,215	-
堺市	43 (11,940)	1	(1)	60 (60)	42	11,880	743	477	-
神戸市	109 (18,734)	10	(4)	3,527 (1,631)	99	15,207	1,637	949	-
岡山市	56 (10,948)	9	(3)	1,720 (490)	47	9,228	702	441	※3 698
広島市	84 (14,116)	7	(1)	2,943 (140)	77	11,173	1,240	697	1,888,852
北九州市	91 (18,646)	6	(2)	1,765 (320)	85	16,881	954	646	※4 7,573
福岡市	115 (21,344)	5	(2)	1,514 (443)	110	19,830	1,608	1,036	-
熊本市	95 (15,268)	5	(2)	1,619 (529)	90	13,649	638	405	5,317,725

(注)

- ・医療法施行規則第13条による病院報告及び医療施設調査により算出
- ・公的病院とは、医療法第31条の規定による公的医療機関に該当する病院を指す。
- ・(1)～(3)の数値は、令和2年3月31日現在
- ・(4)～(7)の数値は、令和元年度市立病院事業会計の決算額

(5)医業費用	(6)一般会計 繰入金	(7)患者1人 1日当たり 診療収入		
			入院	外来
千円	千円	円	円	円
23,572,906	3,555,411	42,523	75,655	20,306
17,482,353	2,844,372	39,297	71,342	16,940
18,195,828	2,256,705	38,292	70,550	15,058
20,194,492	3,874,844	30,514	※1 64,166	12,867
31,019,476	7,960,340	30,754	57,189	15,313
31,968,554	6,682,837	40,395	67,868	19,319
-	-	-	-	-
25,428,937	3,170,565	46,696	73,205	21,717
12,041,930	3,548,117	28,065	49,206	12,951
6,905,227	2,689,538	34,068	54,947	15,648
33,944,132	8,497,242	34,692	66,036	16,975
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
35,570	32,129	-	35,034	8,426
2,085,687	202,175	19,981	28,946	9,480
392,133	561,824	-	-	-
-	-	-	-	-
8,560,912	1,242,869	28,123	47,010	14,471

※1(千葉市)感染症を含む

※2(浜松市)浜松医療センターは指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。

※3(岡山市)金川病院は指定管理(利用料金制)の為、市の医業収入は無し。負担金収入のみ。

※4(北九州市)門司病院は指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。

### 13 公害関係(令和元年度実績)

区分	(1)苦情 件数	(2)処理件 数 (翌年度繰 越を除く。)		典型7公害 その他	典型7公害 その他	典型7公害 その他
		典型7公害	その他			
単位	件	件	件	件	件	件
札幌市	652	402	250	621	374	247
仙台市	135	135	0	111	111	0
さいたま市	453	446	7	453	446	7
千葉市	455	436	19	444	436	8
川崎市	498	487	11	687	683	4
横浜市	1,397	1,386	11	1,086	1,079	7
相模原市	166	165	1	164	163	1
新潟市	340	234	106	340	234	106
静岡市	151	151	-	147	147	-
浜松市	433	422	11	433	422	11
名古屋市	1,177	1,136	41	1,177	1,136	41
京都市	534	532	2	422	421	1
大阪市	1,545	1,525	20	1,355	1,340	15
堺市	396	370	26	343	318	25
神戸市	265	265	-	252	252	-
岡山市	317	315	2	317	315	2
広島市	343	341	2	323	321	2
北九州市	338	338	0	306	306	0
福岡市	460	457	3	459	456	3
熊本市	159	157	2	159	157	2

(注)

・件数は、公害等調整委員会に提出された「公害苦情件数調査」による。

・典型7公害とは、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」をいう。

14 金融関係(令和元年度実績)

区分	融資実績		先端産業関係の融資実績	
	件	千円	件	千円
札幌市	6,381	78,167,091	-	-
仙台市	1,019	11,537,817	-	-
さいたま市	1,554	17,852,282	-	-
千葉市	768	10,193,546	-	-
川崎市	2,681	35,926,791	-	-
横浜市	7,882	133,430,953	-	-
相模原市	1,464	13,518,490	-	-
新潟市	1,630	7,737,732	-	-
静岡市	989	5,535,447	-	-
浜松市	107	901,730	-	-
名古屋市	5,895	84,736,199	-	-
京都市	4,146	80,112,616	-	-
大阪市	40	257,040	-	-
堺市	51	775,263	-	-
※1 神戸市	1,019	3,586,914	…	…
岡山市	981	5,856,970	-	-
※2 広島市	4,295	25,280,449	-	-
北九州市	3,193	29,886,368	-	-
福岡市	6,079	65,107,510	-	-
熊本市	764	2,867,750	-	-

15 中央卸売市場の実績(令和元年度)

区分	取扱高		
	t	本鉢	千円
札幌市	320,210	-	143,972,251
仙台市	257,823	106,871,840	142,844,258
さいたま市	8,049	-	5,956,650
千葉市	-	-	-
川崎市	121,866	40,157,828	51,352,019
横浜市	420,447	-	156,365,659
相模原市	-	-	-
新潟市	108,189	39,792,105	57,270,205
静岡市	79,264	-	34,687,952
浜松市	125,962	-	48,538,662
名古屋市	638,523	-	257,937,588
京都市	288,613	-	112,346,085
大阪市	866,339	-	358,371,267
堺市	-	-	-
神戸市	190,919	43,838,000	98,170,783
岡山市	99,185	-	45,250,361
広島市	194,337	74,084,820	79,283,992
北九州市	148,825	-	32,683,154
福岡市	392,716	-	128,402,216
熊本市	-	-	-

※1(神戸市) 平成29年度から兵庫県制度へ一元化のため、市独自資金のみ記載。

※2(広島市) 令和元年度から、中小企業金融対策及び水産業金融対策の合計数値を記載。

内訳								
水産物		青果物		食肉		花き等		
t	千円	t	千円	t	千円	t	本鉢	千円
76,606	89,323,564	243,604	54,648,687	-	-	-	-	-
77,158	75,028,960	161,169	39,646,579	19,496	19,759,420	-	106,871,840	8,409,299
-	-	-	-	8,049	5,956,650	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
25,459	23,086,438	96,407	25,575,856	-	-	-	40,157,828	2,689,725
48,250	52,918,002	356,479	89,243,427	15,718	14,204,230	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
30,692	34,212,759	77,497	20,267,495	-	-	-	39,792,105	2,789,951
23,601	21,957,306	55,663	12,730,646	-	-	-	-	-
22,521	21,453,013	103,441	27,085,649	-	-	-	-	-
112,943	115,043,798	508,255	127,662,950	17,325	15,230,839	-	-	-
31,062	35,193,904	250,959	63,758,190	6,592	13,393,991	-	-	-
132,880	143,723,726	715,779	189,813,809	14,214	21,183,422	3,466	-	3,650,310
-	-	-	-	-	-	-	-	-
38,602	42,687,668	146,573	38,120,383	5,744	14,368,158	-	43,838,000	2,994,574
24,805	25,531,248	74,380	19,719,113	-	-	-	-	-
21,578	23,159,651	164,833	42,364,063	7,926	7,634,962	-	74,084,820	6,125,316
-	-	148,825	32,683,154	-	-	-	-	-
58,885	39,461,415	310,463	64,863,121	23,368	24,077,680	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 16 都市公園

区 分	(1)都市公園数		(2)都市公園面積率			(3)市街化区域内 都市公園面積率		
	箇所	都市計画上 の公園数	%	都市公園面 積 km <sup>2</sup>	都市計画区 域面積 km <sup>2</sup>	%	市街化区域 内 都市公園面 積 km <sup>2</sup>	市街化区域 面積 km <sup>2</sup>
単 位	箇所	箇所	%	km <sup>2</sup>	km <sup>2</sup>	%	km <sup>2</sup>	km <sup>2</sup>
札幌市	2,741	1,227	4.4	24.9	568.0	6.6	16.6	250.2
仙台市	1,805	441	3.7	16.5	443.0	5.8	10.4	180.1
さいたま市	991	243	3.1	6.7	217.4	2.4	2.8	117.0
千葉市	1,137	454	3.5	9.6	272.1	5.7	7.4	128.8
川崎市	1,168	362	4.2	6.1	144.4	4.6	5.9	127.3
横浜市	2,698	731	4.3	18.5	436.5	4.0	13.4	337.4
相模原市	621	179	1.6	3.4	217.0	3.7	2.8	76.2
新潟市	1,423	205	1.2	8.4	726.5	3.7	4.8	129.0
静岡市	519	154	1.9	4.5	234.8	1.7	1.8	104.7
浜松市	573	185	1.2	6.4	514.6	3.2	3.2	98.7
名古屋市	1,482	749	5.0	16.3	326.5	5.4	16.2	302.6
京都市	935	284	1.4	6.7	480.5	2.4	3.6	149.8
大阪市	994	739	4.3	9.6	225.3	4.3	9.6	225.3
堺市	1,185	193	4.7	7.1	149.8	6.2	6.7	107.3
神戸市	1,667	493	4.8	26.5	557.3	10.2	20.8	204.0
岡山市	469	204	2.0	11.4	586.0	4.7	4.9	103.9
広島市	1,156	416	2.1	8.3	399.3	3.7	6.0	161.1
北九州市	1,716	793	2.4	11.8	488.7	3.8	7.7	204.4
福岡市	1,686	493	4.0	13.8	340.8	6.5	10.7	163.6
熊本市	1,056	242	2.0	7.1	354.3	3.9	4.2	108.0

(4)市民1人当たり 都市公園面積	(5)街路樹総本数 (1m以上の高木)		(6)街路樹総本数 (1m未満の低木)	
	市民100人当たり 街路樹(高木)本数	市民100人当たり 街路樹(低木)本数	市民100人当たり 街路樹(高木)本数	市民100人当たり 街路樹(低木)本数
m <sup>2</sup>	本	本	本	本
12.7	227,087	11.6	489,702	25.0
15.4	49,565	4.7	※1 2,575,000	242.7
5.1	28,188	2.1	※2 1,036,220	78.6
9.9	45,403	4.7	※3 365,656	※3 38.0
4.0	※4 41,253	2.7	1,023,289	66.6
4.9	253,240	6.7	4,028,879	107.3
4.7	※5 49,736	※5 6.9	※5 487,349	※5 67.5
10.6	※6 35,619	4.5	※6 508,086	64.6
6.6	20,776	3.0	※7 47,836	※7 6.9
8.2	38,955	4.9	1,914,730	238.5
7.0	※8 243,564	10.5	※8 2,608,990	112.2
4.6	※9 100,000	6.8	※9 500,000	34.2
3.5	149,000	5.5	6,240,000	228.7
8.6	※10 45,924	5.6	※10 9,619	1.2
17.4	458,924	30.1	6,717,326	441.0
16.5	※11 63,000	※11 8.9	※11 605,000	※11 85.5
6.9	168,078	14.0	990,377	82.7
12.6	125,715	13.4	2,494,843	266.7
8.6	83,565	5.2	1,773,031	111.0
9.7	※12 15,388	※12 2.1	※12 728,348	※12 98.7

※1(仙台市)面積より換算した数値(5本/m<sup>2</sup>)

※2(さいたま市)面積より換算した数値(5本/m<sup>2</sup>)

※3(千葉市)本数はm<sup>2</sup>で把握

※4(川崎市)高木基準は3m以上

※5(相模原市)「街路樹」を「都市公園内の樹木」と読み替える。本数については、管理単位が「本」ではないものは係数を乗じ「本」に換算しているため、推計値となる。

※6(新潟市)高木は令和2年3月末現在(高木基準は3m以上)。低木は、平成30年3月末現在。

※7(静岡市)低木はm<sup>2</sup>で把握

※8(名古屋市)高木は0.6m以上の中高木で集計。低木は0.6m未満の低木で集計

※9(京都市)高木基準は3m以上。また、昨年度は道路に植栽されている街路樹の本数を記載していたが、今回から公園の樹木本数を記載する。

※10(堺市)高、中、低木は樹種及び現況により区分しているため、本調査では樹高1m以上を高木とし、樹高1m未満を低木として集計する。中木、低木の群植は投影面積で管理しているため、本調査では集計に含まない。

※11(岡山市)低木はm<sup>2</sup>で把握

※12(熊本市)高木基準は3m以上。低木は面積で管理しており、本数は面積より換算した数値(5本/m<sup>2</sup>)

17 道路

区分	(1)都市計画道路整備率				(2)道路舗装率(延長)			(3)道路舗装率(面積)		
		都市計画道路本数	①都市計画道路整備延長	②都市計画道路計画延長		舗装道路実延長	道路実延長		舗装道路部面積	道路部面積
単位	%	本	km	km	%	km	km	%	km <sup>2</sup>	km <sup>2</sup>
札幌市	94.0	305	823.6	876.4	87.8	4,955.2	5,642.4	92.6	56.7	61.2
仙台市	85.3	156	367.2	430.4	98.4	3,670.3	3,730.9	99.3	30.5	30.7
さいたま市	60.5	162	223.9	370.3	84.6	3,538.2	4,182.6	86.7	20.9	24.1
千葉市	75.2	152	288.1	382.9	91.7	3,062.2	3,338.9	97.5	23.1	23.8
川崎市	71.1	103	217.2	305.6	90.6	2,243.9	2,476.9	97.0	15.9	16.4
横浜市	64.2	216	519.2	808.2	98.3	7,509.2	7,637.6	99.2	51.7	52.1
相模原市	77.0	72	136.3	177.0	86.3	2,054.6	2,381.2	88.8	12.9	14.5
新潟市	62.7	194	332.3	529.9	83.4	5,737.9	6,879.2	91.1	39.9	43.8
静岡市	73.3	133	270.7	369.3	98.0	3,127.5	3,191.4	99.0	21.1	21.3
浜松市	67.4	143	287.3	426.1	86.6	7,344.5	8,481.7	94.2	45.8	48.6
名古屋市	94.3	335	930.0	986.1	97.8	6,165.4	6,306.7	99.2	52.4	52.8
京都市	75.4	259	362.8	481.3	89.7	3,220.2	3,589.9	97.2	23.5	24.2
大阪市	80.0	190	411.3	514.0	93.4	3,435.0	3,677.0	98.2	33.0	33.6
堺市	76.2	90	206.6	271.0	99.5	2,093.0	2,103.9	99.8	16.9	16.9
神戸市	88.9	542	707.8	796.3	75.3	4,519.8	6,003.4	93.8	34.4	36.7
岡山市	69.8	105	214.5	307.1	82.7	5,395.1	6,526.2	93.5	31.2	33.3
広島市	77.2	146	320.3	414.7	94.4	4,074.2	4,316.1	98.0	29.0	29.6
北九州市	81.1	267	493.7	608.8	92.6	3,928.1	4,241.6	98.0	31.3	31.9
福岡市	84.0	263	424.2	504.8	98.2	3,799.2	3,870.1	99.3	28.0	28.2
熊本市	65.0	105	※1 168.9	260.0	93.9	3,559.6	3,790.1	97.7	16.6	17.0

(注)

- ・(1)の①都市計画道路整備延長と②都市計画道路計画延長は、国土交通省へ届ける都市計画現況調査の報告数値(令和2年3月31日時点)  
また、①は道路「改良済」の数値、②は道路「計画」の数値
- ・(2)の道路舗装率、(3)道路舗装率(面積)は、市管理分についての数値

※1(熊本市)右記区間の延長の合計。道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。  
事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長。

## 18 河川

区分	総数 (延長)		一級河川 (延長)		二級河川 (延長)		準用河川 (延長)		普通河川 (延長)	
	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)
札幌市	597	(1,183.9)	44	(289.7)	19	(72.4)	62	(109.0)	472	(712.9)
仙台市	44	(694.9)	18	(167.5)	11	(85.6)	15	(38.8)	※1 …	(403.0)
さいたま市	6,128	(1,647.9)	13	(89.9)	-	-	15	(33.6)	6,100	(1,524.4)
千葉市	13	(52.2)	3	(14.6)	9	(36.4)	1	(1.2)	-	-
川崎市	32	(110.8)	11	(64.5)	-	-	9	(20.5)	12	(25.8)
横浜市	56	(2,314.6)	9	(61.5)	24	(121.7)	23	(31.5)	※2 …	(2,100.0)
相模原市	16	(816.7)	10	(95.3)	3	(27.3)	3	(17.6)	※3 …	(676.5)
新潟市	44	(330.4)	33	(267.7)	10	(61.0)	1	(1.7)	-	-
静岡市	2,173	(1,993.6)	50	(304.3)	49	(160.7)	31	(35.1)	2,043	(1,493.5)
浜松市	13,389	(4,943.0)	41	(414.9)	29	(169.1)	65	(180.4)	13,254	(4,178.6)
名古屋市	57	(1,726.5)	16	(111.0)	14	(67.6)	27	(36.1)	※4 …	(1,511.8)
京都市	380	(849.0)	58	(360.4)	-	-	31	(50.0)	291	(438.5)
大阪市	33	(146.0)	25	(139.1)	-	-	4	(5.0)	4	(1.9)
堺市	30	(88.1)	6	(24.0)	10	(35.2)	4	(9.2)	10	(19.7)
神戸市	430	(675.3)	4	(33.1)	72	(199.8)	136	(180.8)	218	(261.6)
岡山市	518	(741.0)	40	(222.9)	22	(114.1)	12	(13.1)	444	(390.9)
広島市	718	(898.4)	50	(282.1)	10	(70.1)	5	(6.3)	※5 653	(539.9)
北九州市	259	(394.1)	9	(41.2)	19	(97.0)	24	(40.1)	207	(215.9)
福岡市	131	(257.9)	-	-	42	(143.4)	25	(49.7)	64	(64.9)
熊本市	88	(307.3)	32	(171.4)	12	(63.9)	31	(48.4)	13	(23.6)

(注)

・河川は、市内を流れるもの(国・県管理河川を含む)

※1(仙台市)普通河川数は計測されていない。

※2(横浜市)普通河川数は計測されていない。

※3(相模原市)普通河川数は計測されていない。

※4(名古屋市)令和2年3月31日現在。普通河川数は計測されていない。

※5(広島市)普通河川は、河川所管施設に限る。(下水道や農林が所管するものを除く)

19 住宅

区分	(1)総戸数								(2)着工新築住宅総数		利用関係別内訳		
	持家戸数	借家戸数	充足率	1人当たり 量数	1住宅当たり 居室数	1住宅当たり 延べ面積	空家	総数	(床面積)	持家	床面積	貸家	
単位	戸	戸	%	量	室	m <sup>2</sup>	戸	戸	(m <sup>2</sup> )	戸	m <sup>2</sup>	戸	
札幌市	1,051,400	447,900	445,500	114.2	14.6	3.8	80.3	125,400	15,999	(1,235,223)	3,698	455,048	8,811
仙台市	575,000	237,200	250,200	112.8	13.3	3.7	78.3	63,800	10,893	(773,725)	1,840	222,117	5,842
さいたま市	608,700	328,900	195,100	111.2	13.1	4.0	83.0	57,500	12,465	(1,024,932)	2,554	307,027	4,511
千葉市	478,900	252,000	149,600	113.2	13.4	4.0	82.1	57,900	7,302	(597,441)	1,746	207,375	2,603
川崎市	777,800	329,200	346,900	110.4	12.1	3.3	65.6	73,800	16,965	(1,052,061)	1,758	202,587	8,247
横浜市	1,835,800	975,400	624,200	111.3	13.0	3.8	75.8	178,300	26,759	(1,897,911)	3,648	423,377	9,978
相模原市	349,700	183,700	113,600	104.0	12.6	3.9	77.8	36,200	4,721	(375,772)	1,251	136,249	1,670
新潟市	373,900	212,900	103,400	115.1	15.0	4.8	109.3	48,400	4,846	(467,263)	2,615	317,134	1,457
静岡市	283,700	176,000	98,800	99.2	13.6	4.4	93.9	47,900	4,231	(392,783)	2,029	243,865	1,456
浜松市	359,600	201,400	101,400	115.2	14.5	4.7	101.0	46,700	5,316	(530,563)	2,747	334,041	1,501
名古屋市	1,234,600	503,100	531,500	115.4	13.6	3.8	78.0	156,900	27,046	(1,995,402)	27,046	507,414	11,351
京都市	821,000	378,500	293,700	116.4	13.2	3.9	75.7	106,000	9,904	(690,070)	1,922	223,209	3,987
大阪市	1,675,900	558,800	751,400	121.2	12.0	3.2	62.1	286,100	31,362	(1,781,159)	1,611	202,523	15,415
堺市	404,400	208,200	131,100	116.1	12.8	4.2	82.6	54,800	4,757	392,438	1,352	158,058	1,596
神戸市	820,100	412,000	274,700	115.8	14.1	3.9	77.9	109,200	8,273	(614,152)	1,337	162,736	2,510
岡山市	367,200	178,300	125,400	116.5	14.2	4.3	92.4	53,200	※7 6,180	※7 (501,729)	※7 1,794	※7 216,633	※7 2,838
広島市	612,100	281,600	236,600	113.4	13.5	4.0	78.5	73,000	8,359	(671,784)	1,647	198,830	3,623
北九州市	501,800	232,500	175,600	118.9	13.5	4.1	80.2	79,300	6,601	(504,178)	1,614	192,434	3,290
福岡市	893,600	291,600	478,300	112.3	12.8	3.3	66.4	94,200	14,053	(998,652)	1,845	229,921	8,212
熊本市	362,100	159,900	137,300	113.5	13.0	4.1	87.5	43,500	7,853	(637,949)	2,741	306,904	3,573

(注)  
 ・(1)の数値は、平成30年住宅・土地統計調査より算出  
 ・(1)の総戸数には、居住なし住宅を含む。充足率は、総戸数÷世帯数(同居世帯を含む)により算出  
 ・(2)の数値は、国土交通省所管の建築着工統計による令和元年中(1～12月)の数値  
 ・(3)高齢者の定義は、65歳以上を基本とする。

					1住宅当 たり延べ 面積	(3)公的賃 貸住宅数	市営住宅数	高齢者の みの世帯 割合	高齢者単 身世帯の 割合	市住宅供 給公社住 宅数	道府県営 住宅数	道府県住宅 供給公社住 宅数	独立行政法 人都市再生 機構住宅数
床面積	給与住宅	床面積	分譲住宅	床面積									
m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	戸	%	%	戸	戸	戸	戸
444,567	32	3,622	3,458	331,986	77.2	37,528	27,013	50.9	33.3	-	5,259	-	5,256
240,187	31	2,765	3,180	308,656	71.0	18,174	11,965	42.9	30.9	-	4,295	936	978
207,416	19	1,024	5,381	509,465	82.2	19,773	2,598	52.8	35.1	-	9,689	199	7,287
114,195	2	344	2,951	275,527	81.8	44,417	6,904	※1 47.8	※1 35.0	-	7,081	672	29,677
346,514	80	5,682	6,880	497,278	62.0	※2 33,300	17,703	55.8	38.6	1,372	4,086	2,159	7,151
377,057	26	1,104	13,107	1,096,373	70.9	103,756	31,396	55.0	40.1	506	17,797	5,363	43,895
75,567	61	1,880	1,739	162,076	79.6	12,922	2,830	51.7	34.2	-	4,260	1,608	4,224
67,543	15	1,958	759	80,628	96.4	8,021	6,210	※3 -	34.4	-	1,545	280	-
72,398	15	2,266	731	74,254	92.8	12,158	6,941	49.9	36.8	-	4,529	-	688
85,213	27	2,864	1,041	108,445	99.8	8,882	5,919	43.3	30.7	-	2,963	-	-
549,899	136	9,802	11,554	928,287	73.8	112,158	62,279	※4 49.2	※4 32.0	1,553	19,632	2,702	25,992
181,429	54	6,009	3,941	281,442	69.7	42,005	23,177	47.0	32.2	488	4,214	90	14,036
641,561	118	8,025	14,218	929,050	56.8	※5 153,979	111,862	-	-	※5 3,067	1,379	※5 1,598	※5 36,073
84,331	9	1,877	1,701	148,172	82.5	59,288	6,114	※6 43.4	※6 31.0	-	27,351	7,817	18,006
114,816	84	3,345	4,342	333,255	74.2	95,027	46,981	49.6	40.3	2,474	13,456	1,147	30,969
※7 138,109	※7 16	※7 2,026	※7 1,284	※7 134,247	※7 81.2	7,992	5,607	※8 49.7	※8 39.9	-	2,314	-	71
170,083	8	927	3,081	301,944	80.4	23,652	14,577	50.8	35.9	-	8,144	94	837
154,125	228	9,219	1,469	148,400	76.4	52,245	32,552	※9 51.2	※9 36.4	2,790	3,899	3,115	9,889
396,792	64	6,216	3,932	365,723	71.1	68,417	31,554	※10 43.7	※10 29.2	25	4,218	3,974	28,646
181,146	1	312	1,538	149,587	81.2	19,333	12,497	37.8	26.4	-	6,836	-	-

※1(千葉市)市営住宅入居戸数に対する割合

※2(川崎市)民間建設の特優賃・高優賃=829戸を含む。

※3(新潟市)未集計

※4(名古屋)令和2年3月31日時点(特定公共賃貸住宅は除く)

※5(大阪市)令和2年3月31日時点

※6(堺市)市営住宅入居戸数に対する割合

※7(岡山市)建築着工統計に「着工新築」に係る統計数値は無いため「着工新設」に係る数値を表している。

※8(岡山市)令和2年3月31日現在入居戸数4,203戸を母数とした割合

※9(北九州市)令和2年4月1日現在入居戸数27,096戸を母数とした割合

※10(福岡市)令和2年3月31日時点

20 教育関係

(1)幼稚園（令和2年5月1日現在）

区分	ア設置数（園児数）				イ3歳児 就園率	エ3歳児 就園率	
	市立（園児数）	その他公立（園児数）	私立（園児数）	園		園	園
単位	園（人）	園（人）	園（人）	園（人）	%	人	人
札幌市	99 (15,972)	9 (582)	- (-)	90 (15,390)	33.8	4,679	※1 13,857
仙台市	※2 76 (12,155)	1 (33)	1 (126)	74 (11,996)	42.7	3,670	8,587
さいたま市	103 (17,684)	- (-)	1 (79)	102 (17,605)	48.7	5,474	※3 11,232
千葉市	※4 61 (8,649)	- (-)	1 (140)	60 (8,509)	36.4	2,585	※5 7,097
川崎市	※6 73 (16,252)	- (-)	- (-)	※6 73 (16,252)	37.4	4,944	※6 13,229
横浜市	245 (40,005)	- (-)	- (-)	245 (40,005)	41.5	12,026	29,006
相模原市	25 (3,791)	2 (35)	- (-)	※7 23 (3,756)	20.8%	1,091	※8 5,243
新潟市	36 (2,381)	10 (312)	1 (59)	25 (2,010)	12.1	720	※9 5,939
静岡市	32 (4,276)	- (-)	1 (106)	31 (4,170)	27.5	1,380	※10 5,020
浜松市	104 (10,354)	60 (2,185)	- (-)	44 (8,169)	47.8	3,152	6,591
名古屋市	170 (24,926)	23 (1,760)	1 (140)	146 (23,026)	42.1	8,022	19,047
京都市	113 (12,636)	15 (797)	※11 1 124	※11 97 (11,715)	38.4	※11 3,962	※11 10,330
大阪市	※12 166 (23,175)	52 (3,694)	1 (139)	113 (19,342)	34.8	6,851	19,671
堺市	37 (5,662)	9 (373)	- (-)	28 (5,289)	25.7	1,720	※13 6,684
神戸市	108 (12,929)	33 (1,430)	- (-)	75 (11,499)	31.9	3,766	※14 11,794
岡山市	60 (4,291)	50 (2,167)	1 (143)	9 (1,981)	15.9	949	5,987
広島市	89 (10,992)	19 (682)	- (-)	※15 70 (10,310)	32.6	3,357	※16 10,307
北九州市	※17 96 (12,772)	4 (89)	- (-)	92 (12,683)	55.7	4,118	※18 7,394
福岡市	117 (18,952)	- (-)	- (-)	117 (18,952)	43.2	5,949	13,756
熊本市	18 (2,187)	6 (265)	1 (125)	※19 11 (1,797)	10.2	674	6,608

※1(札幌市)令和2年4月1日時点の人口

※2(仙台市)満3歳児含む

※3(さいたま市)3歳児人口と4～5歳児人口は、令和2年5月1日現在の住民基本台帳人口

※4(千葉市)満3歳児含む

※5(千葉市)3月末人口

※6(川崎市)園児数は満3歳児を含む。3歳児人口及び4～5歳児人口は令和元年9月末日現在

※7(相模原市)幼稚園型認定こども園を除く

※8(相模原市)令和2年4月1日現在

※9(新潟市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和2年4月末現在の住基人口

※10(静岡市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和2年3月末現在の人口

※11(京都市)幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和2年4月1日現在の住民基本台帳人口

※12(大阪市)令和2年度学校基本調査確報

※13(堺市)住民基本台帳人口(令和2年4月末)

※14(神戸市)平成31年4月末現在の住民基本台帳人口による

※15(広島市)休園2園含む

※16(広島市)令和2年4月末現在の住民基本台帳人口による

※17(北九州市)設置数のうち4園休園、私立園のうち2園休園

※18(北九州市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和2年3月末現在の人口

※19(熊本市)私学助成のみ回答

ウ 4～5歳児 就園率	4～5歳児 就園児数	4～5歳児 人口
	%	人
36.6	10,711	※1 29,276
47.6	8,485	17,832
52.4	12,210	※3 23,291
40.0	※5 6,049	15,112
42.1	11,308	※6 26,830
45.9	27,910	60,772
23.9%	2,700	※8 11,283
13.4	1,661	※9 12,432
27.7	2,896	10,469
52.7	7,202	13,675
45.4	16,904	37,243
40.8	※11 8,674	※11 21,277
42.0	16,324	38,870
26.1	3,569	※13 13,672
37.6	9,163	※14 24,397
26.5	3,329	12,572
35.5	7,635	※16 21,507
56.4	8,654	※18 15,331
45.9	13,003	28,339
11.0	1,513	13,732

(2)市立小学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級当 たり児童数	ウ プール		エ 1校当た りグラウンド			
			保有率	プール保有 校数	保有面積	グラウンド 総面積		
単位	校	人	学級	人	%	校	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
札幌市	198	27.0	3,322	89,608	96.0	190	8,548.3	1,692,554
仙台市	119	26.1	2,001	52,290	100.0	119	8,415.4	1,001,429
さいたま市	104	29.8	2,296	68,503	100.0	104	8,255.6	858,586
千葉市	110	26.2	1,781	46,722	100.0	110	9,906.7	1,089,735
川崎市	114	27.0	2,749	74,149	100.0	114	6,998.7	797,850
横浜市	338	26.6	6,680	177,893	99.7	337	3,761.5	1,271,386
相模原市	70	26.0	1,332	34,612	93.0	65	7,464.7	522,528
新潟市	106	23.3	1,654	38,490	98.1	104	9,925.3	1,052,082
静岡市	86	25.2	1,255	31,634	98.8	85	7,742.2	665,829
浜松市	96	25.0	1,690	42,247	100.0	96	8,829.8	847,664
名古屋市	261	25.9	4,315	111,772	99.2	259	※1 6,606.3	1,730,861
京都市	153	24.7	2,350	58,065	98.7	151	5,083.5	777,776
大阪市	※2 288	※2 21.9	※2 5,226	※2 114,576	100.0	288	4,907.1	1,413,231
堺市	92	24.1	1,770	42,693	100.0	92	8,408.9	773,620
神戸市	162	26.0	2,843	73,893	98.1	159	7,220.8	1,169,773
岡山市	89	23.0	1,604	36,945	97.8	87	9,891.4	880,337
広島市	141	25.3	2,577	65,136	100.0	141	7,553.3	1,065,018
北九州市	129	24.8	1,874	46,455	99.2	128	8,000.7	1,032,090
福岡市	145	27.8	2,978	82,741	99.3	144	7,539.5	1,093,223
熊本市	92	24.9	1,635	40,704	100.0	92	9,809.5	902,470

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり児童数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出
- ※1(名古屋市)分校扱いでも単独でグラウンドを保有する学校については、1校として計算
- ※2(大阪市)令和2年度学校現況調査速報

## (3) 市立中学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 学校数	市立中学校数のうち中高一貫教育校		イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
		併設型	連携型										
単位	校	校	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	㎡	㎡
札幌市	97	-	-	29.2	1,469	42,936	124.8	1,332	1,663	7.2	7	11,585.1	1,123,759
仙台市	64	-	-	26.4	929	24,569	125.9	872	1,098	100.0	64	12,054.6	771,493
さいたま市	58	1	-	32.0	967	30,944	※1 96.8	※1 855	※1 828	※1 100.0	※1 58	※1 13,381.3	※1 776,117
千葉市	55	1	-	30.3	754	22,844	103.4	761	787	100.0	55	13,298.1	731,398
川崎市	52	1	-	30.1	987	29,691	90.5	758	686	88.5	46	8,989.0	467,429
横浜市	144	2	-	30.7	2,499	76,637	77.7	2,049	1,593	100.0	144	6,353.8	914,942
相模原市	35	-	-	29.6	568	16,787	94.7	469	444	100.0	35	12,386.5	433,527
新潟市	57	1	-	26.3	725	19,062	129.1	717	926	56.1	32	16,060.9	915,470
静岡市	43	-	-	26.7	547	14,587	104.2%	573	597	97.7	42	12,120.7	521,189
浜松市	48	-	-	27.7	736	20,376	100.9	646	652	95.8	46	14,567.5	699,242
名古屋市	110	-	-	29.8	1,675	49,960	89.7	1,498	1,344	100.0	110	※2 9,973.5	1,107,063
京都市	65	1	-	27.0	986	26,608	168.7	897	1,513	95.4	62	7,734.4	502,736
大阪市	※3 130	2	-	※3 25.2	※3 2,034	※3 51,193	105.0	1,698	1,783	100.0	130	7,700.1	1,001,007
堺市	43	-	-	28.7	724	20,813	106.8	593	633	100.0	43	13,316.2	572,598
神戸市	81	-	-	29.8	1,129	33,696	97.8	1,609	1,575	97.5	79	12,240.7	991,497
岡山市	38	1	-	27.5	628	17,274	114.7	556	638	89.5	34	14,226.7	540,613
広島市	63	-	-	29.1	969	28,210	122.2	865	1,057	100.0	63	11,464.9	722,289
北九州市	62	-	-	28.6	779	22,252	122.1	806	984	100.0	62	12,680.6	786,200
福岡市	69	-	-	31.6	1,152	36,405	81.0	967	783	98.6	68	10,869.0	749,937
熊本市	42	-	-	27.8	685	19,044	122.4	568	695	100.0	42	15,150.0	636,298

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値

・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

※1(さいたま市)中等教育学校を除く。

※2(名古屋市)分校扱いでも単独でグラウンドを保有する学校については、1校として計算

※3(大阪市)令和2年度学校現況調査速報

## (4)義務教育学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	2	25.7	57	1,465	82.2	45	37	100.0	2	11,269.5	22,539
相模原市	1	6.4	12	77	120.0	10	12	0.0	-	12,384	12,384
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	8	20.1	176	3,530	103.2	155	160	87.5	7	8,210.0	65,680
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	1	25.9	31	804	100.0	22	46	100.0	1	18,816.0	18,816
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

## (5)高等学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 全日制 学校数 (生徒数)	市立 (生徒数)		学級数 (1学級 当たりの 生徒数)	その他 公立 (生徒数)		私立 (生徒数)		全日制学校数のうち中高一貫教育校				
		校 (人)	校 (人)		校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	併設型 (生徒数)	連携型 (生徒数)	併設型 (生徒数)	連携型 (生徒数)	
単位	校 (人)	校 (人)	学級 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)
札幌市	51 (42,340)	6 (5,368)	136 (39.5)	26 (21,696)	19 (15,276)	6 (3,580)	-	(-)					
仙台市	※1 ※1 33 (30,288)	※1 ※1 3 (2,372)	※1 ※1 66 (35.9)	※1 ※1 19 (13,027)	※1 ※1 14 (14,889)	7 (4,264)	-	(-)					
さいたま市	29 (35,099)	3 (2,965)	74 (40.1)	16 (17,215)	10 (15,296)	1 (240)	-	(-)					
千葉市	29 (27,924)	2 (1,914)	48 (39.9)	19 (18,463)	8 (7,547)	5 (4,865)	-	(-)					
川崎市	25 (21,936)	5 (3,684)	97 (38.0)	14 (11,979)	6 (6,273)	1 (654)	-	(-)					
横浜市	※2 90 (79,554)	8 (6,626)	170 (39.0)	45 (39,418)	37 (33,510)	※3 2 (1,279)	※3	※3	※3	-	(-)		
相模原市	16 (16,238)	- (-)	- (-)	11 (10,758)	5 (5,480)	※4 1 (...)	-	(-)					
新潟市	26 (20,731)	1 (719)	18 (39.9)	17 (12,358)	8 (7,654)	3 (2,356)	-	(-)					
静岡市	26 (18,450)	2 (1,813)	45 (40.3)	11 (8,570)	13 (8,067)	7 (...)	-	(-)					
浜松市	※5 28 (21,776)	1 (1,241)	31 (40.0)	17 (13,646)	10 (6,889)	6 (...)	1	(...)					
名古屋市	61 (64,675)	13 (11,333)	286 (39.6)	21 (19,675)	27 (33,667)	9 (10,806)	3	(2,983)					
京都市	※6 51 (41,368)	8 (4,978)	133 (37.4)	※6 17 (13,081)	26 (23,309)	9 (7,822)	-	(-)					
大阪市	※8 ※8 85 (72,520)	※7 18 (11,239)	※7 ※7 312 (36.0)	※8 ※8 30 (22,746)	※8 ※8 36 (37,205)	※9 2 (842)	※9	※9	※9	-	(-)		
堺市	21 (19,639)	1 (679)	18 (37.7)	12 (12,626)	8 (6,334)	-	(-)	-	(-)				
神戸市	50 (38,729)	5 (5,083)	129 (39.4)	19 (15,289)	26 (18,358)	-	(-)	-	(-)				
岡山市	25 (20,736)	1 (451)	18 (25.1)	15 (11,896)	9 (8,389)	2 (1,277)	-	(-)					
広島市	※10 42 (30,865)	6 (5,169)	135 (38.3)	17 (12,015)	※11 19 (13,681)	※11 -	(-)	-	(-)				
北九州市	36 (23,779)	1 (660)	17 (38.8)	20 (12,515)	15 (10,604)	-	(-)	-	(-)				
福岡市	40 (41,410)	4 (3,652)	93 (39.3)	14 (14,525)	22 (23,233)	※14 ...	※14 (...)	※14 ...	※14 (...)				
熊本市	25 (26,246)	2 (1,617)	42 (38.5)	9 (11,441)	14 (13,142)	-	(-)	-	(-)				

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・昼夜間制高校は、定時制に計上

※1(仙台市)令和2年度学校基本調査の速報集計結果より掲載

※2(横浜市)全日制学校数のうち5校は定時制と併設

※3(横浜市)全日制学校数のうち中高一貫教育校については市立のみ計上。

※4(相模原市)把握していない。

※5(浜松市)全日制学校数のうち4校は定時制と併設

※6(京都市)全日制学校数のうち4校は定時制と併設。定時制学校数のうち4校は全日制と併設。国立高等学校はその他公立に1校計上。

※7(大阪市)令和2年度学校現況調査速報

※8(大阪市)令和2年度学校基本調査確定値

※9(大阪市)中高一貫教育校については、大阪市立分のみ。

※10(広島市)全日制学校数のうち4校は定時制と併設(市立1校。その他公立3校。)

※11(広島市)休校1校を含む

※12(広島市)定時制学校数のうち1校は通信制と併設。通信制の生徒数は未計上。

※13(広島市)定時制学校数のうち1校は学級単位の編成を行っていないため、学級数の計上はない。

※14(福岡市)公立は0だが、私立については把握していない。

※15(福岡市)把握していない。

イ 定時制(生徒数) 学校数	市立(生徒数)		(1学級 学級数 当たりの 生徒数)	その他 公立(生徒数)	私立(生徒数)	定時制学校数のうち中高一貫教育校			
	校(人)	校(人)	学級(人)	校(人)	校(人)	併設型 (生徒数)	連携型 (生徒数)	併設型 (生徒数)	連携型 (生徒数)
9 (2,274)	1 (1,142)	32 (35.7)	8 (1,132)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※1 ※1 3 (412)	※1 ※1 2 (388)	※1 ※1 8 (8.8)	※1 ※1 1 (24)	※1 ※1 -	※1 ※1 -	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 (914)	- (-)	- (-)	1 (914)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
3 (799)	- (-)	- (-)	3 (799)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
6 970	4 (667)	44 (15.2)	2 (303)	- (-)	1 (308)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (2,389)	1 (1,152)	44 (26.2)	1 (1,237)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (260)	- (-)	- (-)	2 (260)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (473)	1 (391)	15 (26.1)	1 (82)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
5 (953)	1 (8)	2 (4.0)	4 (945)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
4 (800)	- (-)	- (-)	4 (800)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
9 (1,666)	2 (843)	31 (27.2)	7 (823)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※6 6 (871)	2 (237)	13 (18.2)	4 (634)	- (-)	1 (132)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※8 ※8 9 (1,724)	※7 ※7 3 (820)	※7 ※7 51 (16.1)	※8 ※8 6 (904)	※8 ※8 -	※9 ※9 -	※9 ※9 -	※9 ※9 -	※9 ※9 -	※9 ※9 -
3 (413)	1 (149)	12 (12.4)	2 (264)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
6 (1,279)	3 (862)	37 (23.3)	3 (417)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 (405)	- (-)	- (-)	1 (405)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
6 (832)	※12 ※12 3 (742)	※13 5 (-)	3 (90)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
4 (1,044)	- (-)	- (-)	4 (1,044)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (1,164)	- (-)	- (-)	2 (1,164)	- (-)	※15 ...	※15 (...)	※15 ...	※15 (...)	※15 (...)
2 (206)	- (-)	- (-)	2 (206)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

## (6)中等教育学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 学校数	後期課程の全・定別			イ 1学級 当たり生徒数 (前期課程)	学級数 (前期課程)	生徒数 (前期課程)	ウ 生徒数 (後期課程)
		全日制	定時制	併置				
単位	校	校	校	校	人	学級	人	人
札幌市	1	1	-	-	39.8	12	477	462
仙台市	2	2	-	-	30.2	17	513	390
さいたま市	1	1	-	-	40.0	8	320	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	※1 0	※1 0	※1 0	※1 0	※1 0.0	※1 0	※1 0	※1 0
相模原市	1	1	-	-	39.7	12	476	463
新潟市	1	1	-	-	39.7	9	357	300
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※2 1	※2 1	※2 -	※2 -	※2 27.7	※2 3	※2 83	※2 155
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	1	1	-	-	40.2	9	362	375
岡山市	1	1	-	-	39.1	24	939	939
広島市	1	1	-	-	29.9	12	359	344
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数(前期課程)は、特別支援学級を含めて算出

※1(横浜市)中等教育学校については市立のみ計上。

※2(大阪市)令和2年度学校基本調査確定値

## (7) 私立学校への助成状況（令和元年度決算額）

区分	ア 幼稚園				イ 小学校				ウ 中学校				エ 高等学校			
	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助
単位	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
札幌市	648,290	129,944	23,465	494,881	300	300	-	-	2,100	2,100	-	-	89,000	89,000	-	-
仙台市	268,899	3,523	1,500	263,876	1,250	-	-	1,250	2,057	-	-	2,057	35,200	-	-	35,200
さいたま市	231,099	-	300.0	230,799	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	185,817	3,750	6,000	176,067	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	767,829	402,314	8,817	356,698	-	-	-	-	※1 1,203	※2 853	※3 350	-	※1 1,344	※2 1,344	※3 -	-
横浜市	324,701	29,000	36,000	259,701	1,919	1,919	-	-	7,458	7,458	-	-	42,803	42,803	-	-
相模原市	360,277	-	-	360,277	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	8,485	-	530	7,955	-	-	-	-	326	-	-	326	6,653	-	-	6,653
静岡市	76,286	-	-	76,286	3,046	-	-	3,046	7,413	-	-	7,413	42,388	-	-	42,388
浜松市	78,037	-	3,200	74,837	-	-	-	-	5,236	-	-	5,236	8,418	-	-	8,418
名古屋市	273,532	166,074	9,544	97,914	-	-	-	-	-	-	-	-	53,914	53,837	77	-
京都市	456,880	149,390	4,360	303,130	-	-	-	-	-	-	-	-	52,470	33,170	4,900	14,400
大阪市	13,200	-	-	13,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	18,483	-	-	18,483	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	196,883	159,659	9,472	27,752	-	-	-	-	-	-	-	-	110,587	-	-	110,587
岡山市	8,508	-	-	8,508	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	45,544	566	9,406	35,572	-	-	-	-	2,126	-	320	1,806	62,401	-	11,874	50,527
北九州市	312,332	197,265	-	115,067	2,250	1,063	-	1,187	6,000	3,950	-	2,050	58,107	44,305	4,890	8,912
福岡市	746,412	-	-	746,412	-	-	-	-	-	-	-	-	39,486	39,486	-	-
熊本市	13,494	-	13,494	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,998	-	29,999	14,999

(注)

・補助金額は、市単独補助事業費のみ計上する。

※1(川崎市)各種学校に対する補助金は含まず。

※2(川崎市)令和元年度川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金として交付したもの。

※3(川崎市)令和元年度川崎市私立中学高等学校長協会補助金として交付したもの。川崎市私立中学高等学校長協会に対して交付しており、中学校と高等学校を区別していないため、「ウ 中学校」研修費補助欄に全額を記入。

(8) 市立短期大学 (令和2年5月1日現在)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
ア 名称	-	-	-	-	川崎市立看護短期大学	-	-	-	-	-	-
イ 設置年月日	-	-	-	-	平成7年4月1日	-	-	-	-	-	-
ウ 学科別学生数(人)	-	-	-	-	看護学科 248	-	-	-	-	-	-

(9) 市立大学 (令和2年5月1日現在)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
ア 名称	公立大学法人 札幌市立大学	-	-	-	-	横浜市立大学	-	-	-	-	公立大学法人名古屋市立大学
イ 設置年月日	平成18年4月1日	-	-	-	-	※設置は、公立大学法人横浜市立大学 (横浜市が法人を設立) 平成17年4月1日	-	-	-	-	平成18年4月1日(法人化)
ウ 学科別学生数(人)	デザイン学部デザイン学科 376 デザイン研究科 50 看護学部看護学科 344 看護学研究科 50 助産学専攻科 10	-	-	-	-	国際教養学部 国際教養学科 594 国際商学部 国際商学科 553 理学部 理学科 267 国際総合科学部 国際総合科学科 1,701 データサイエンス学部 データサイエンス学科 191 医学部医学科 555 医学部看護学科 410 計 4,271  都市社会文化研究科 43 国際マネジメント研究科 47 生命ナノシステム科学研究科 133 生命医科学研究科 111 医学研究科医科学専攻 425 医学研究科看護学専攻 67 データサイエンス研究科 42 計 868  総計 5,139	-	-	-	-	(学部) 医学部 医学科 599 薬学部 薬学科 368 生命薬科学科 170 経済学部 教養課程 238 公共政策学科 282 マネジメントシステム学科 263 会計ファイナンス学科 194 人文社会学部 現代社会学科 306 国際文化学科 314 心理教育学科 259 芸術工学部 情報環境デザイン学科 129 産業イノベーションデザイン学科 130 建築都市デザイン学科 168 看護学部 看護学科 327 総合生命理学部 総合生命理学科 130  (大学院) 医学研究科 223 薬学研究科 158 経済学研究科 79 人間文化研究科 125 芸術工学研究科 58 看護学研究科 62 理学研究科 27
エ 教員数(人)	72	-	-	-	-	759	-	-	-	-	525

京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
公立大学法人京都市立芸術大学	大阪府立大学	-	ア公立大学法人 神戸市看護大学	-	広島市立大学	北九州市立大学	-	-
昭和44年4月1日 (平成24年4月1日公立 大学法人化)	昭和24年4月1日 (平成18年4月1日公立 大学法人化) 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	-	イ平成8年4月1日 (平成31年4月1日独立行政法人化)	-	平成6年(1994年)4月1日 (平成22年(2010年)4月1日 公立大学法人移行)	昭和21年7月 (平成17年4月1日公立 大学法人化)	-	-
美術学部 556 美術科 294 デザイン科 122 工芸科 122 総合芸術科 18 音楽学部 259 音楽学科 259	総数 8,306 学部計 6,598 商学部 教養課程(1・2年次) 473 商学科 445 公共経営学科 64 ※H30年度より新設 経済学部 経済学科 939	-	ウ 学科別学生数 看護学部看護学科 390 大学院(博士前期) 51 大学院(博士後期) 20 合計 461 エ 教員数 62	-	国際学部 国際学科 477 情報科学部 学部所属(1年生・2年生) 231 情報工学科 212 知能工学科 202 システム工学科 204 医用情報科学科 111	外国語学部 英米学科 550 中国学科 241 国際関係学科 390 経済学部 経済学科 636 経営情報学科 632 文学部 比較文化学科 633 人間関係学科 351 法学部 法律学科 775 政策科学科 336 地域創生学群 地域創生学類 521 国際環境工学部 エネルギー循環化学科 193 機械システム工学科 194 情報システム工学科 305 建築デザイン学科 207 環境生命工学科 196 学部計 6,160	-	-
大学院 222 美術研究科(修士)131 (博士) 26 音楽研究科(修士) 56 (博士) 9	法学部 法学科 708 文学部 教養課程(1年次) 161 哲学歴史学科 91 人間行動学科 200 言語文化学科 233 文化構想学科 31 ※H31年度より新設 理学部 教養課程(1年次) 9 数学科 109 物理学科 157 化学科 179 生物学科 143 地球学科 81 工学部 機械工学科 243 電子・物理工学科 193 電気情報工学科 210 化学バイオ工学科 234 建築学科 149 都市学科 220 医学部 医学科 589 看護学科 225 生活科学部 食品栄養科学科 145 居住環境学科 180 人間福祉学科 187 大学院計 1,708 経営学研究科 63 経済学研究科 50 法学研究科 58 ※法曹養成専攻含む 文学研究科 165 理学研究科 263 工学研究科 443 医学研究科 289 生活科学研究科 150 創造都市研究科 61 看護学研究科 34 都市経営研究科 132	-	ア公立大学法人 神戸市外国語大学 イ昭和24年4月1日 (平成19年4月1日独立行政法人化) ウ 学科別学生数 英米学科 674 ロシア学科 198 中国学科 244 イスパニア学科 190 国際関係学科 406 第2部英米学科 393 学部・2部 計2,105 大学院 修士課程 125 博士課程 37 大学院 計162 合計 2,267 エ 教員数 77	-	芸術学部 美術学科 180 デザイン工芸学科 178 大学院 国際学研究科 24 情報科学研究科 132 芸術学研究科 70 平和学研究科 9	法学部 地域創生学群 地域創生学類 521 国際環境工学部 エネルギー循環化学科 193 機械システム工学科 194 情報システム工学科 305 建築デザイン学科 207 環境生命工学科 196 学部計 6,160 大学院(修士・博士前期) 法学研究科 12 社会システム研究科 34 国際環境工学研究科 313 (博士後期) 社会システム研究科 22 国際環境工学研究科 121 (専門職学位) マネジメント研究科 55 大学院計 557	-	-
97	734	-	-	-	193 (広島平和研究所を含む)	263	-	-

## (10)市立図書館

区分	ア 設置数	イ 市民100人当 りの蔵書数	ウ 市民100人当 りの個人貸出冊数		令和元年度 延個人貸出冊数	エ 市民1人当 たりの図書購入費	令和元年度 図書購入費
			蔵書数				
単位	館	冊	冊	冊	冊	円	円
札幌市	※1 12	137.2	2,670,966	274.7	5,347,045	64.3	125,068,493
仙台市	7	184.4	2,006,058	401.6	4,368,064	133.4	145,144,786
さいたま市	25	269.5	3,553,474	628.4	8,284,120	94.4	124,490,319
千葉市	15	229.7	2,252,728	361.7	3,547,609	83.6	82,011,895
川崎市	12	127.3	1,954,287	425.8	6,537,162	70.2	107,832,000
横浜市	18	109.8	4,122,038	263.1	9,877,682	56.3	211,479,000
相模原市	※2 29	201.8	※2 1,457,447	320.8	2,316,641	70.8	51,163,000
新潟市	19	242.1	1,902,827	534.9	4,204,403	127.8	100,464,114
静岡市	12	※3 323.9	2,255,448	※3 601.0	4,185,438	※3 179.0	124,650,000
浜松市	※4 24	※4 329.0	2,598,495	513.6	4,056,076	144.8	※4 114,370,724
名古屋市	21	140.8	3,273,259	402.9	9,366,018	63.4	147,284,691
京都市	20	※5 132.8	1,941,816	516.2	7,543,209	130.0	※5 189,975,721
大阪市	24	155.3	4,264,800	384.5	10,561,807	49.0	134,627,807
堺市	14	236.6	1,955,709	487.7	4,031,022	103.9	85,861,282
神戸市	11	138.8	2,108,120	414.2	6,291,428	108.8	165,253,398
岡山市	※6 10	236.7	1,675,723	584.4	4,137,368	133.1	※6 94,206,274
広島市	13	※7 185.1	※7 2,210,219	※7 399.1	※7 4,766,434	※7 69.9	※7 83,461,310
北九州市	14	203.1	1,899,746	366.0	3,423,930	103.0	96,350,038
福岡市	11	128.4	1,997,353	246.1	3,828,570	60.0	93,348,590
熊本市	5	213.7	※8 1,576,057	370.4	※8 2,732,041	85.0	※8 62,699,832

※1(札幌市)設置数は図書館条例による設置館のみ。区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等は含まない。

※2(相模原市)設置数には公民館等図書室を含む。蔵書数は、令和2年3月31日時点の数値

※3(静岡市)算出にあたっては、住民基本台帳人口を使用

※4(浜松市)分室扱いの1施設含む。

※5(京都市)蔵書数は、令和2年3月31日現在

※6(岡山市)設置数は、図書館条例での設置館9館＋サービスポイントの緑の図書室。人口は住民基本台帳による。図書購入費は、緑の図書室図書費も含む。

※7(広島市)蔵書数及び人口等の数値は全て、令和2年3月31日時点のものである。「令和元年度図書購入費」は、雑誌新聞費を除く。

設置数は、分室扱いの2施設を含む。蔵書数・貸出冊数は、自動車図書館及び公民館図書室を含む。

※8(熊本市)令和2年4月1日推計人口。設置館は図書館のみ。蔵書数・貸出冊数は令和2年3月31日時点。貸出冊数は団体・雑誌・視聴覚含む。蔵書数は視聴覚・雑誌・新聞・電子書籍を除く。図書購入費は、雑誌・新聞・追録・電子書籍を除く。

## 21 港湾（令和元年実績）

区分	(1)海上出入貨物							(2)外貨コンテナ 貨物取扱個数
	ア 外貨		イ 内貨		イ 内貨		TEU	
単位	t	t	輸入 t	輸出 t	移入 t	移出 t		t
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	37,661,366	12,066,827	10,478,094	1,588,733	25,594,539	12,774,458	12,820,081	124,233
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	79,385,679	53,573,800	45,172,701	8,401,099	25,811,879	12,659,718	13,152,161	133,926
横浜市	110,623,229	79,942,822	50,295,019	29,647,803	30,680,407	16,195,923	14,484,484	2,699,085
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	31,768,573	14,696,268	13,695,788	1,000,480	17,072,305	9,833,264	7,239,041	175,682
静岡市	14,129,613	8,465,662	5,404,917	3,060,745	5,663,951	3,982,135	1,681,816	557,400
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	194,435,695	126,377,133	73,525,744	52,851,389	68,058,562	32,313,885	35,744,677	2,648,660
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※1 85,505,577	※1 35,669,618	※1 26,655,628	※1 9,013,990	※1 49,835,959	※1 27,753,051	※1 22,082,908	※1 2,129,941
堺市	37,741,820	18,568,735	17,855,422	713,313	19,173,085	11,270,542	7,902,543	0
神戸市	94,008,505	51,513,729	28,586,358	22,927,371	42,494,776	24,615,427	17,879,349	2,188,121
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	98,600,057	30,654,737	7,280,118	23,374,619	67,945,320	32,177,759	35,767,561	476,902
福岡市	34,869,325	20,275,931	11,420,943	8,854,988	14,593,394	10,595,939	3,997,455	903,566
熊本市	4,192,605	243,390	161,351	82,039	3,949,215	1,996,092	1,953,123	13,458

※1(大阪市)令和元年は速報値

22 上水道（令和元年度実績）

区分	(1) 1人年間配水量			(2) 1日最大配水量	(3) 1日平均配水量	(4) 有収率	(5) 家事用1箇月料金				
	年間総配水量	給水人口 (令和2年3月末)	年間有収水量				最多口径	10㎡	20㎡	適用年月日	
単位	㎡	㎡	人	㎡	㎡	%	㎡	mm	円	円	
札幌市	97.4	191,113,710	1,962,483	572,110	522,169	92.9	177,564,967	13	1,452	3,652	平成9年4月1日
仙台市	109.0	119,785,439	1,061,155	355,652	327,283	94.4	113,020,954	13	1,518	3,553	平成10年4月1日
さいたま市	100.5	132,432,520	1,317,180	387,390	361,837	95.4	126,316,338	20	1,544	3,434	平成12年5月1日
千葉市	103.0	4,740,378	46,043	14,929	12,952	97.8	4,636,403	20	1,600	3,250	平成8年4月1日
川崎市	118.4	181,809,200	1,535,382	534,400	496,746	92.8	168,639,044	20	777	2,278	平成22年4月1日
横浜市	108.7	408,050,000	3,753,726	1,183,600	1,114,891	92.6	377,675,472	20	963	2,701	平成13年4月1日
相模原市	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...
新潟市	127.6	99,951,719	783,058	307,064	273,094	93.7	93,616,679	13	1,375	2,497	平成13年4月1日
静岡市	119.9	81,641,237	681,055	239,527	223,063	86.4	70,576,059	20	1,070	2,250	平成20年6月1日
浜松市	114.1	88,215,149	773,101	259,639	241,025	90.5	79,801,036	13	1,100	2,156	※2 平成19年7月1日
名古屋市	112.7	277,252,166	2,461,153	814,216	757,520	94.6	262,354,247	13	731	2,425	平成22年9月1日
京都市	※3 123.5	※3 180,204,637	1,458,799	※3 519,268	※3 493,044	※3 90.9	※3 164,076,285	20	1,067	3,014	平成25年10月1日
大阪市	※4 146.7	※4 402,907,361	2,746,983	※4 1,190,900	※4 1,109,264	※4 91.5	※4 371,539,348	25	1,045	2,112	平成27年10月1日
堺市	113.6	94,901,387	835,109	276,875	259,293	91.3	86,646,456	20	1,122	2,464	令和元年12月1日
神戸市	※5 123.1	※5 186,672,680	1,516,525	※5 546,770	※5 510,035	※5 92.5	※5 171,343,592	20	968	2,563	平成9年4月1日
岡山市	125.7	88,857,925	706,892	264,190	242,781	90.3	80,282,656	13	1,067	2,563	平成17年4月1日
広島市	108.5	133,798,027	1,233,302	397,333	365,568	94.7	126,718,014	20	946	2,453	平成22年4月1日
北九州市	110.4	108,554,665	983,529	321,317	296,597	90.2	97,902,167	13	858	2,200	平成21年4月1日
福岡市	94.7	150,475,000	1,589,000	443,500	411,134	97.0	145,955,843	13	1,122	2,827	平成9年4月1日
熊本市	112.7	79,709,537	706,963	231,954	217,786	88.0	70,161,394	13	1,102	2,520	平成21年9月1日

(注)

・(1)1人年間配水量は分水量を除いた数値である。

・(5)の家事用1箇月料金は消費税込み。適用年月日は消費税増税によるものを除く。

※1(相模原市)企業庁所管のため不明。

※2(浜松市)平成22年3月31日までの経過措置有り。

※3(京都市)(1)は分水量249,290m<sup>3</sup>/年を除き、(2)～(4)は分水量249,290m<sup>3</sup>/年を含む。

※4(大阪市)(1)は分水量3,083,139m<sup>3</sup>/年を除き、(2)～(4)は分水量3,083,139m<sup>3</sup>/年を含む。

※5(神戸市)(1)(2)(3)は分水量を除き、(4)年間有収水量は分水量を含む。また、(4)有収率算定用の年間総配水量は185,139,760m<sup>3</sup>、年間有収水量は172,355,300m<sup>3</sup>であり、ともに分水量を除く。

## 23 工業用水道（令和元年度実績）

区分	(1) 1給水工場 年間配水量		給水工場数	(2) 1日 最大配水量	(3) 1日 平均配水量
	年間総配水量	工場		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
単位	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	工場	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
札幌市	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-
川崎市	1,802,360.3	140,584,100	78	428,400	384,110
横浜市	601,972.8	40,332,180	67	152,880	110,197
相模原市	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-
名古屋市	123,529.1	14,082,320	114	47,390	38,476
京都市	-	-	-	-	-
大阪市	68,586.1	23,525,020	343	81,700	64,276
堺市	-	-	-	-	-
神戸市	223,681.3	15,881,369	71	60,040	43,392
岡山市	554,135.2	7,757,893	14	24,636	21,196
広島市	-	-	-	-	-
北九州市	665,553.2	47,254,280	71	168,740	129,110
福岡市	73,098	2,192,968	30	8,598	5,992
熊本市	3,458.9	38,048	11	116.2	104.0

## 24 下水道

区 分	(1) 排水区域面積率		(2) 処理区域面積率		(3) 人口普及率		(4) 下水処理場数	
	率	排水区域面積	率	処理区域面積	率	処理区域内人口	所	1日当たりの 下水処理能力
単 位	%	km <sup>2</sup>	%	km <sup>2</sup>	%	人	所	m <sup>3</sup>
札幌市	99.1	247.8	99.1	247.8	99.8	1,966,000	10	1,173,800
仙台市	95.2	171.5	95.2	171.5	98.6	1,046,711	5	438,900
さいたま市	105.8	123.7	105.8	123.7	93.6	1,234,646	1	23,000
千葉市	95.4	122.8	95.4	122.8	97.3	947,203	2	(晴天時)345,200 (雨天時)608,410
川崎市	94.9	※2 107.1	94.9	※2 107.1	99.5	1,527,586	※3 5	982,500
横浜市	93.2	314.3	93.2	314.3	※4 100.0	3,759,862	11	2,203,400
相模原市	55.6	36.5	117.2	79.9	96.9	695,457	-	-
新潟市	100.8	130.0	100.6	129.8	86.5	679,525	4	199,150
静岡市	85.5	89.5	85.5	89.5	84.5	588,288	7	516,770
浜松市	142.8	141.0	142.8	141.0	81.1	649,733	11	347,030
名古屋市	96.1	290.9	96.1	290.9	99.3	2,309,300	15	1,900,500
京都市	※6 103.7	※6 155.4	※6 103.7	※6 155.4	※6 99.5	※6 1,454,600	5	1,266,650
大阪市	97.6	190.5	97.6	190.5	99.9	2,691,172	※7 13	2,844,000
堺市	92.7	101.7	92.7	101.7	98.4	820,528	3	303,900
神戸市	84.3	172.0	84.3	172.0	98.7	1,499,530	6	710,200
岡山市	75.5	78.4	75.5	78.4	67.6	478,553	10	74,735
広島市	90.0	144.9	90.0	144.9	95.7	1,143,470	5	483,400
北九州市	79.9	164.0	79.9	164.0	99.9	946,338	5	621,000
福岡市	104.3	170.6	104.3	170.6	99.7	1,592,110	6	704,200
熊本市	110.2	119.0	110.2	118.9	89.8	657,885	5	283,300

(注)

- ・(1)の排水区域面積率は、排水区域面積÷市街化区域面積
- ・(2)の処理区域面積率は、処理区域面積÷市街化区域面積
- ・(3)の人口普及率は、処理区域内人口÷総人口
- ・(4)の1日当たりの平均下水処理水量は令和元年度実績
- ・(6)の家事用1箇月使用料は、処理区域内の使用料で消費税込み

1日当たりの 平均下水処理水量	(5) 水洗化普及率		(6) 家事用1箇月使用料			
	水洗化戸数	処理区域内戸数	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	適用年月日	
m <sup>3</sup>	%	戸	戸	円	円	
860,070	99.9	929,322	930,085	660	1,397	平成9年4月1日
356,095	※1 99.7	※1 510,307	※1 511,812	773	1,917	平成14年6月1日
13,259	97.3	554,118	569,486	919	2,459	平成26年6月1日
216,960	99.6	450,876	452,876	814	2,035	令和元年10月1日
489,725	99.6	739,804	742,970	734	2,116	平成16年4月1日
1,553,400	99.7	1,809,843	1,814,315	737	2,035	平成13年4月1日
-	99.2	327,079	329,868	946	1,999	平成25年4月1日
201,447	91.1	292,733	321,459	1,309	3,047	平成16年7月1日
376,000	90.4	255,383	282,503	1,400	2,770	※5 令和元年10月1日
259,988	96.2	305,139	317,243	1,661	2,948	平成29年10月1日
1,069,315	99.8	1,268,201	1,270,373	616	1,804	平成12年1月1日
797,010	※6 99.2	※6 557,232	※6 561,512	770	2,013	平成25年10月1日
1,691,857	100.0	1,675,859	1,675,900	605	1,276	令和元年11月1日
219,078	95.4	371,217	388,951	1,281	2,821	平成29年10月1日
546,617	99.9	781,939	782,758	660	1,760	令和2年4月1日
43,988	89.6	157,180	175,183	1,273	3,011	平成26年4月1日
352,693	97.9	539,946	551,504	786	2,260	平成20年7月1日
387,843	99.5	484,759	487,059	697	2,248	平成11年11月1日
498,400	99.7	※8 821,145	※8 823,736	979	2,651	平成17年6月1日
215,943	97.3	269,251	276,634	990	2,240	平成21年9月1日

※1(仙台市)(5)は戸数ではなく世帯数

※2(川崎市)排水(処理)排水区域面積率は、区域面積÷市全域の予定処理区域面積

※3(川崎市)下水汚泥焼却施設を含む。

※4(横浜市)人口普及率は小数点第2位を四捨五入で「概成100%」として表記。

※5(静岡市)令和元年10月1日より消費税率10%引き上げ分のみ変更あり

※6(京都市)(1)～(3)は令和元年度末現在。水洗化普及率は平成30年度末水洗化率(接続率)、水洗化戸数は接続済給水装置数

処理区域内戸数は、対象給水装置数

※7(大阪市)うち1か所は舞洲スラッジセンター

※8(福岡市)(5)は戸数ではなく世帯数

25 交通  
(1) バス

区 分	単 位	札幌市	仙 台 市	さいたま市	千葉市	川 崎 市	横 浜 市	相模原市	新潟市	
ア 営業キロ	km	-	568.0	-	-	200.4	513.3	-	-	
イ 停留所数	所	-	1,072	-	-	500	1,280	-	-	
ウ 在籍車両数	両	-	472	-	-	348(うち乗合343)	842(うち乗合817)	-	-	
エ 料金体系 〔適用年月日〕		-	対キロ区間制 ・「基準賃率」 38円10銭 (消費税5%込み) 0.1～2.0キロ 76円20銭 2.1～10.0キロ 38円10銭 10.1～20.0キロ 34円29銭 20.1～30.0キロ 30円48銭 30.1～ キロ 26円67銭 ・「最低運賃」 160円。ただし、一部 区域内については 120円(市内中心部 の一定区域)及び 100円(地下鉄東西 線八木山動物公園 駅、薬師堂駅、荒井 駅周辺の一定区域)  〔平成7年3月1日〕	-	-	均一制 現金:210円 ICカード:210円 ※川崎病院線 大人・小児ともに 100円 〔令和元年10月1日〕  ※たまプラーザ駅 ～向丘遊園駅南 口路線 川崎市内 現金:210円 ICカード:210円 〔令和元年10月1日〕	(令和元年10月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:220円(税込) (1円単位)  (平成26年4月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:216円(税込) (1円単位)  (平成9年9月1日～平成26年3月31日) 210円(税込)	-	-	
オ	実働車両数 (貸切除く)	両	-	399	-	-	296	664	-	-
日	走行キロ(〃)	km	-	46,148	-	-	35,062	78,457	-	-
平	乗車人員(〃)	人	-	102,653	-	-	131,656	339,623	-	-
均	運送収益	千円	-	18,766	-	-	21,195	56,883(税込)	-	-

(注)

- ・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。
- ・オの一日平均は、令和元年度実績の数値

静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州	福岡市	熊本市
-	-	766.9	316.3	-	-	376.00	-	-	168.80	-	-
-	-	1,461	707	-	-	743	-	-	357	-	-
-	-	1,018	822	-	-	515	-	-	94	-	-
-	-	均一制210円	均一制 230円 [平成8年9月1日] ※一部、競合する 先事業者の運賃 と調整している路 線あり	-	-	均一制 210円 ※一部対キロ 区間制あり [平成26年4月1日]	-	-	特殊区間制 [令和元年10月1日] 1区:190円 2区:230円 3区:270円 4区:300円 5区:330円 6区:360円 7区:390円 8区以上:7区から1区 増すごとに20円を 390円に加えた額	-	-
-	-	895.2	740	-	-	441	-	-	81	-	-
-	-	98,933	87,998	-	-	47,404	-	-	10,960	-	-
-	-	347,345	357,396	-	-	180,194	-	-	14,733	-	-
-	-	47,707	58,508(税込)	-	-	25,969	-	-	2,653	-	-

## (2) 高速鉄道(地下鉄)

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
ア 営業キロ	km	48.0	28.7	-	-	-	53.4	-	-	-	-
イ 駅数	駅	49 (同名駅除くと46駅)	30	-	-	-	40	-	-	-	-
ウ 在籍車両数	両	368	144	-	-	-	284	-	-	-	-
エ 料金体系 〔適用年月日〕		対キロ区間制 1区(3キロ以内) 210円 2区(3キロ超～7キロ) 250円 3区(7キロ超～11キロ) 290円 4区(11キロ超～15キロ) 330円 5区(15キロ超～19キロ) 360円 6区(19キロ超～21キロ) 380円  〔平成9年4月1日〕	対キロ区間制 最初の3キロまで 210円 3キロ超え～6キロまで 250円 6キロ超え～9キロまで 310円 9キロ超え～12キロまで 340円 12キロ超え～ 370円 ※仙台駅を中心とした 3駅までの区間内は 210円  〔平成8年6月1日〕	-	-	-	(令和元年10月1日～) ～3km 210円(きっぷ)、210円(IC) 3km超～7km 250円(きっぷ)、242円(IC) 7km超～11km 280円(きっぷ)、272円(IC) 11km超～15km 310円(きっぷ)、304円(IC) 15km超～19km 340円(きっぷ)、335円(IC) 19km超～23km 370円(きっぷ)、367円(IC) 23km超～27km 400円(きっぷ)、398円(IC) 27km超～31km 430円(きっぷ)、430円(IC) 31km超～35km 470円(きっぷ)、462円(IC) 35km超～39km 500円(きっぷ)、492円(IC) 39km超～43km 530円(きっぷ)、524円(IC) 43km超～45km 560円(きっぷ)、555円(IC) (きっぷ:10円単位、IC:1円単位…いずれも税込)	-	-	-	-
オ 実働車両数	両	285	107	-	-	-	252	-	-	-	-
一日平均 走行キロ	km	92,095	34,490	-	-	-	102,063	-	-	-	-
乗車人員	人	619,971	250,499	-	-	-	664,377	-	-	-	-
均 運送収益	千円	113,292	46,611	-	-	-	117,798(税込)	-	-	-	-

(注)

・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。

・オの一日平均は、令和元年度分実績の数値

※1(福岡市)福岡市では「乗車人員」を「輸送人員」としている。

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
93.3	31.2	-	-	30.6	-	-	-	29.8	-
87	31	-	-	26	-	-	-	35	-
782	222	-	-	214	-	-	-	212	-
1区(3キロまで) 210円 2区(3キロを超え7キロまで) 240円 3区(7キロを超え11キロまで) 270円 4区(11キロを超え15キロまで) 310円 5区(15キロを超えるとき) 340円	対キロ区間制 ○3キロまで 220円 ○3キロ超から7キロまで 260円 ○7キロ超から11キロまで 290円 ○11キロ超から15キロまで 330円 ○15キロ超 360円 〔平成18年1月7日〕	-	-	対キロ区間制 1区(3キロまで) 210円 2区(3～7キロ) 240円 3区(7～10キロ) 280円 4区(10～13キロ) 310円 5区(13～16キロ) 350円 6区(16～19キロ) 380円 7区(19～23キロ) 410円 8区(23～27キロ) 440円 9区(27キロ～) 470円  〔令和元年10月1日〕	-	-	-	対キロ区間制 1区 ～3キロまで 210円 2区 3キロを超え7キロまで 260円 3区 7キロを超え11キロまで 300円 4区 11キロを超え15キロまで 340円 5区 15キロを超え19キロまで 360円 6区 19キロを超え20キロまで 380円  〔平成9年6月1日〕	-
634.8	242	-	-	193	-	-	-	168	-
188,701	57,965	-	-	53,227	-	-	-	51,219	-
1,331,611	399,915	-	-	311,919	-	-	-	※1 473,482	-
209,877	76,298(税込)	-	-	51,023	-	-	-	86,120	-

## 26 消防

区分	(1) 火災件数 (令和元年中)	人口1万人当たりの出	(2) 消防車両保有数	(3) 消防水利総数	(4) 救急出動件数 (令和元年中)
		火件数			
単位	件	件	台	基	件
札幌市	407	2.1	116	18,792	102,309
仙台市	249	2.3	132	17,783	54,816
さいたま市	252	1.9	92	16,704	69,493
千葉市	258	2.6	117	7,832	60,084
川崎市	328	2.2	89	6,791	75,513
横浜市	685	1.8	333	61,143	212,395
相模原市	141	2.0	66	10,601	37,509
新潟市	147	1.9	111	7,927	38,932
静岡市	212	2.4	115	7,074	42,219
浜松市	178	2.2	176	8,933	37,920
名古屋市	528	2.3	198	44,684	133,724
京都市	215	1.5	179	7,990	90,469
大阪市	745	2.7	238	9,947	245,105
堺市	186	2.1	103	7,101	57,933
神戸市	373	2.5	146	19,604	86,654
岡山市	200	2.8	70	5,824	33,103
広島市	※1 255	2.1	※1 143	※1 10,277	※1 57,389
北九州市	230	2.4	117	6,125	56,755
福岡市	307	2.0	121	6,834	81,447
熊本市	185	2.4	85	4,842	40,054

(注)

- ・(2)消防車両保有数は、消防ポンプ車、救助工作車、指揮車、はしご自動車、化学消防車、特殊車を含み、非常用消防自動車を除いた数値
- ・(6)救助出動件数は、火災事案も含む数値
- ・(7)保有数は、非常用救急自動車を除いた数値
- ・(8)の数値は、令和元年度実績

(5) 搬送人員 (令和元年中)	(6) 救助出動件数 (令和元年中)	(7) 救急車保有数	(8) 防火対象物定期点検 報告基準適合率	点検報告済(基準適合分)及 び特例認定済件数	
				対象物総数	対象物総数
人	件	台	%	件	件
88,898	1,634	34	78.3	1,801	2,300
47,973	796	27	47.3	611	1,292
61,001	833	30	9.5	81	854
51,956	760	25	78.0	419	537
65,128	1,123	29	53.5	467	873
182,646	1,914	79	7.8	184	2,362
33,170	763	18	37.6	170	452
34,419	136	25	83.0	565	681
38,858	455	27	83.3	534	641
35,020	205	30	55.9	359	642
118,791	1,479	45	35.1	805	2,295
81,016	1,054	33	21.1	357	1,691
203,379	4,215	67	40.4	1,978	4,890
52,039	993	23	19.6	108	550
73,159	2,321	33	70.4	1,000	1,421
30,965	368	21	76.9	451	586
※1 48,221	※1 846	※1 40	※1 29.9	395	1,321
52,763	397	22	27.5	282	1,027
72,133	2,403	31	59.6	1,054	1,767
36,566	302	26	25.7	175	680

※1(広島市)(1)、(4)、(5)、(6)、(8)は、消防事務受託市町分を除いた数値。(2)、(3)、(7)は、消防事務受託市町分を含む数値  
(3)消防水利総数は、「消防施設整備計画実態調査」の調査要領による整備数。